

## 目 次

▶ 別紙第1 報告	1
1 職員の給与	1
2 給与決定の諸条件の動向	3
3 給与の改定	6
4 公務運営における課題	10
5 給与勧告実施の要請	20
▶ 別紙第2 勧告	26
▶ 参考資料	

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態、民間の給与をはじめとする職員の給与決定の諸条件等について調査研究を行ってきた。

その調査研究結果に基づき、次のとおり報告する。

## 1 職員の給与

### (1) 平均給与月額

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等について把握するため、「職員給与実態調査」を実施した。調査対象となった職員のうち給与勧告の対象となる職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）に定める行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表、研究職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員をいう。以下「勧告対象職員」という。）の平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目		勧告対象職員
職 員 数		23,838 人
平 均 年 齢		40.5 歳
平 均 勤 続 年		15.2 年
平 均 給 与 月 額	給 料	332,964 円
	扶 養 手 当	7,583 円
	管 理 職 手 当	6,842 円
	地 域 手 当	52,123 円
	住 居 手 当	2,248 円
	そ の 他	381 円
	計	402,141 円

このうち民間給与との比較対象となる職員（以下「較差対象職員」という。）は、行政職給料表の適用を受ける職員から新規学卒者等を除いた職員であり、それらの平均給与月額等は次表のとおりである。

項 目		行政職給料表の適用を受ける職員	
		うち較差対象職員	
職 員 数		10,294 人	9,720 人
平 均 年 齢		40.5 歳	41.1 歳
平 均 勤 続 年		16.1 年	16.7 年
平 均 給 与 月 額	給 料	313,849 円	319,274 円
	扶 養 手 当	7,324 円	7,660 円
	管 理 職 手 当	6,923 円	7,305 円
	地 域 手 当	49,245 円	50,168 円
	住 居 手 当	2,449 円	2,471 円
	そ の 他	64 円	67 円
	計	379,854 円	386,945 円

なお、総務省の令和4年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、令和4年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする）は98.9となっている。

## (2) 期末手当及び勤勉手当

給与条例に規定されている職員の期末手当及び勤勉手当の概要は、次のとおりである。

職員の区分	基準日	期末手当	勤勉手当	計	
一般職員	6月1日	1.20月	1.00月	2.20月	4.40月
	12月1日	1.20月	1.00月	2.20月	
特定管理職員	6月1日	1.00月	1.20月	2.20月	4.40月
	12月1日	1.00月	1.20月	2.20月	

(注) 特定管理職員とは給与条例第20条第3項の「市長の定める管理又は監督の地位にある職員」をいう。

## 2 給与決定の諸条件の動向

「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」(地方公務員法第24条第2項)とされている。これら職員の給与決定の諸条件について、本委員会の行った調査研究結果は、次のとおりである。

### (1) 生計費

名古屋市における生計費等の動向にかかる国の労働経済指標は参考資料第18表のとおりであり、総務省統計局の家計調査における本年4月の二人以上の世帯(世帯人員2.84人、世帯主年齢60.6歳)の消費支出は279,487円であり、同局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ3.7%増加している。

### (2) 国家公務員の給与

国家公務員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)等に定められているところであり、さらに、本年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行い、月例給を平均3,869円(0.96%)、特別給を0.10月分引き上げるよう言及した。

その詳細は、別表のとおりである。

### (3) 民間の給与

#### ア 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、人事院及び愛知県人事委員会等と共同して、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所1,716事業所のうちから、層化無作為抽出法により268事業所を抽出し、これら

事業所において、事務・技術関係職種をはじめ公務に類似する 76 職種に該当する実人員 11,803 人に対し、本年 4 月分として支払われた給与月額等について行ったものである。

## イ 調査結果

令和 5 年職種別民間給与実態調査の結果は次のとおりである。

### (ア) 職種別給与

本年 4 月の事務・技術関係職種をはじめとする職種別平均給与月額は参考資料第 9 表のとおりである。

### (イ) 初任給

新規学卒者の本年 4 月の初任給は参考資料第 10 表のとおりであり、事務員・技術者の平均額は、大学卒 215,036 円、短大卒 197,447 円、高校卒 178,087 円である。

### (ウ) 扶養（家族）手当

扶養（家族）手当の支給状況は次表のとおりである。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,667 円
配偶者と子 1 人	20,060
配偶者と子 2 人	26,129

(注) 扶養（家族）手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の支給月額は、配偶者については局長級職員は不支給、部長級職員は 3,500 円、その他の職員は 6,500 円であり、子については 1 人につき 10,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

(エ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた特別給（ボーナス）の支給状況は次表のとおりであり、平均給与月額との4.49月分に相当している。

特別給の支給割合	下半期	2.19 月分
	上半期	2.30
年間の平均		4.49 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給割合は4.40月分である。

### 3 給与の改定

#### (1) 基本的考え方

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めることとされており、これらの給与決定の諸条件を本市職員の給与に反映させる際の本委員会の基本的考え方は次のとおりである。

##### ア 給与制度

情勢適応の原則や職務給の原則の下にあり、人事院等の専門的な機関によって制度設計されている国家公務員の給与制度を基本とする。

##### イ 給与水準

公務においては、民間企業と異なり、市場原理による給与の決定が困難であることから、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される市内民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることを基本とする。

#### (2) 本年の給与の改定

##### ア 民間給与との較差

###### (ア) 比較方法

###### a 月例給

給与較差は、本市の行政職給料表適用職員とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の内民間企業従業員の給与を比較して算出する。

比較に当たっては、本市職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士の比較を基本としているが、本市と民間企業においては、それぞれ職種、役職段階の人的構成、年齢構成等が異なっているため、相互の給与の単純平均を比較することは適当ではない。そこで、個々の本市職員に、役職段階、年齢、学歴といった主な給与決定要素が同一である民間企業従業員の給与額を支給したと仮定して算出される給与支給総額が、現に本市職員に支給している給与支給総額に比

べてどの程度の差があるかを算出する。具体的には、役職段階、年齢、学歴別の本市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間企業従業員の平均給与のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較する。

b 特別給

特別給の支給額が平均給与月額（月例給）の何月分に相当するかによって比較を行う。

(イ) 比較結果

a 月例給

上記の方法により、本年4月分の月例給を比較した結果は次表のとおりである。この場合において、職員、民間ともに本年度の新規学卒者等は含まれていない。

民間の給与	職員の給与	較 差
391,047円	386,945円	4,102円 (1.06%)

b 特別給

民間の特別給の年間支給割合（4.49月）は、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合（4.40月）を上回っている。

イ 改定の内容

(ア) 月例給

a 月例給については、職員の給与が民間の給与を4,102円（1.06%）下回っており、市内民間企業従業員の給与水準に準拠して定めるという上記の考え方から、この較差を解消する必要がある。月例給の改定に当たっては、人事院の勧告を踏まえたうえで本市の実情に適合するように給料表の改定を行うことが適当である。特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並

びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引き上げることが適当である。

b 諸手当のうち、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して改定を行うことが適当である。

c 以上の改定は、本年 4 月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施する必要がある。

#### (イ) 特別給

期末手当及び勤勉手当の年間支給割合（4.40 月）については、市内民間事業所における支給状況及び人事院の勧告を考慮し、0.10 月分引き上げる必要がある。

なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当である。また、令和 6 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように配分することが適当である。

### (3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、昨年の「職員の給与に関する報告」において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の必要性に言及し、本年の「公務員人事管理に関する報告」（以下「人事院による報告」という。）において、令和 6 年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。

骨格案に示された各取組は、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」という現下の国家公務員人事管理における重要な課題の解決に必要な給与制度を整備するものであり、それぞれ「人材確保を支える処遇の実現」、「職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現」及び「職員の選択を後押しする給与制度上の措置」として整理されている（詳細は別表のとおり）。

人事院は、今後、令和 6 年までに成案を示し、施策を講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、検討作業を進めるとしており、本市においても、引き続きその動

向を注視し、対応を検討していく必要がある。

#### (4) 会計年度任用職員の給与

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」が本年 5 月に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

会計年度任用職員については、平成 29 年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については検討課題とされた。その後、国の非常勤職員について、令和 3 年度までの間に、勤勉手当が支給されていること等を踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするというのが今回の改正法の趣旨である。

フルタイムの会計年度任用職員については、これまで、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（総務省）を参考に、勤勉手当を支給しないことを基本としてきたが、今回の法改正に伴い前述のマニュアルが改正され、令和 6 年度から、パートタイムの会計年度任用職員と同様、勤勉手当を適切に支給すべきものとされた。

また、人事院は本年 4 月に、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、国の非常勤職員の給与に関する指針を改正し、常勤職員の給与が改定された場合における取扱いについて追加した。

この改正内容を踏まえ、総務省は、「常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする」旨の通知を出した。

任命権者においては、こうした会計年度任用職員の給与に関する状況や、本市の実情を踏まえて、検討を進める必要がある。

## 4 公務運営における課題

急速な少子高齢化の進行や不確実性が増す国際情勢、新型コロナウイルス感染症による働き方や価値観の多様化等を背景として、市民の行政に対するニーズは複雑・高度化している。こうした課題に的確に対応し、質の高い行政運営を継続的に進めていくためには、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用することが極めて重要である。多様な人材を安定的に確保するとともに、職員一人ひとりの成長意欲・能力を高め、組織力の強化へとつなげるよう、中長期的な視点に立って、戦略的に人材育成を進めていく必要がある。

また、人材育成を進める中においては、職員の昇任意欲の向上につなげていくことも重要である。本市の係長昇任選考の受験率は年々右肩下がりとなっており、今後の行政運営への影響が懸念される状況にあり、係長昇任制度の改善だけでなく、役職者の職務の理解促進等、幅広い視点から受験率向上に向けて検討を進める必要がある。女性登用については、国も「女性版 骨太の方針 2023」の中で「女性活躍と経済成長の好循環の実現」を掲げており、本市においても、女性職員の活躍及び次世代育成支援を一体的に推進するための計画「名古屋市職員の女性活躍・子育て支援プログラム」を着実に推進し、職員が性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる職場づくりを進めていかなければならない。

来年度から、新たな任用段階として主任の導入や係長昇任制度の推薦型、定年の引上げの実際の運用等が開始される。ベテラン職員や高齢層職員等、多様な人材が活躍することにより組織力向上をめざしていくため、こうした新たな制度の運用状況を注視していく必要がある。

また、多様な働き方への期待は高まっており、本市においてもテレワークやフレックスタイム制の導入、本市DX推進方針に基づく環境整備等の取組を進めてきたところである。誰もが安心して生き生きと働ける職場環境を整備することは、公務能率の向上に資するものであり、また、公務職場の魅力向上にもつながることから人材確保の観点からも重要である。特に長時間労働の是正は、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の健康保持の観

点からも、本市全体で取り組んでいかなければならない重要な課題である。

こうした観点から、本市における公務運営上の諸課題について、次のとおり報告する。

#### (1) 人材の確保について

優秀な人材を安定的に確保していくためには、受験者数を一定数確保することが必要である。近年、受験者数は減少傾向にあったことから、民間企業への就職志望者にも受験を働きかけるため、本委員会では、今年度から第1類採用試験の一部区分を前倒しして実施したところである。また、多様な人材の確保策の一つとして、説明力・構想力に秀でた人材を採用するため、昨年度からプレゼンテーション型の試験区分を行政職事務に設け、今年度には行政職技術にも拡大した。

また、昨今の労働市場の流動化を受け、いわゆる新卒者だけではなく、民間企業等での経験を持つ人材の獲得も視野に入れ、今年度から転職サイトにも本市の採用情報を掲載し、広報を強化したところである。

しかしながら、今後も若年労働力人口の減少や民間企業、国、他自治体の高い採用意欲等を背景として、人材確保を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと想定される。

このため、近年の採用活動を取り巻く状況を注視しながら、採用候補者名簿の有効期間延長や公務員経験者の受験枠設置等、国や他自治体が新たに導入している試験制度について調査を継続するとともに、これまで本市が行ってきた試験制度の変更に対する効果を検証し、任命権者と連携を図りながら、今後の採用戦略を検討していくことが重要である。

加えて、任命権者においては、昨年度から合格者に高いモチベーションを持ったまま本市に就職してもらえるよう、合格から採用までのフォロー対策を充実させてきたところであるが、今後も、その効果を見極めつつ、本市で働く具体的なイメージを持ってもらえるような魅力発信について継続して行われたい。

また、本委員会では、戦略的な採用活動を行うため、事務職や技術職等さまざまな職種の若手職員を中心に構成する局横断的な組織「採用タスクフォース」を任命権者とともに設置したところである。今後も安定的な受験者数確保のため、この採用タスクフォースも活用し広報や試験制度の見直しに積極的に取り組んでいく。

さらに、社会環境の急激な変化に的確に対応していくため、外部からの副業人材の活用を今年度から開始したところであり、今後も高度な専門性が必要とされる分野へのハイクラス人材の登用等、新たな人材の確保策についても任命権者とともに検討していく。

## (2) 人材育成について

### ア 職員のスキルアップ

本市においては「人材育成基本方針」に基づき、業務を通じた人材育成（OJT）と、全職員に共通して必要な基礎的知識・スキルを習得するための職場外研修（OFF-JT）を組み合わせながら、人材育成に取り組んでいるところである。

OJTについては、配属職場での計画的・継続的な指導・育成方法として効果的であるが、それを支援する体制等、組織的な取組が必要である。役職者は日ごろからコミュニケーションを密にし、職員一人ひとりの能力を把握し、状況・展望を共有しながら、職員のキャリアデザイン形成を支援していくことが求められる。中長期的にも、異動等を通じて多様な業務の経験を重ね、職員自身の働きがいやエンゲージメント（組織目的への自発的な貢献意欲）を高めていくことが重要である。

OFF-JTについては、各階層の職員の状況に応じた基本研修のほか、行政課題をテーマとしたさまざまな研修メニューが設定されている。今年度の人材育成計画では、重点項目の一つに「時代の変化に対応した能力の再開発のための環境整備」を掲げ、DX推進やリスキリング（新しい知識やスキルを学び、能力を再開発すること）のための研修が用意されている。任命権者においては、多様化する行政ニーズに的確に対応した研修内容を検討し、引き続き研修メニューの充実に取り組まれない。併せて、職員一人ひとりがその必要性を自覚して積極的に研修に臨めるよう意義や内容の周知に努められたい。

### イ 昇任意欲の醸成

係長昇任選考の受験率や受験者数は減少が続いている。これまで受験意欲が比較的高かったコースⅠ（40歳未満の職員が対象）の受験者数が、昨年度は1割以上減少している。今後、コースⅠを含めて受験者数の減少が続けば、係長職のなり手の確保が難しくなり、

組織運営に支障を生ずることが懸念される。

特に、女性職員の受験率については低迷が続き、昨年度は消防を除く受験者全体で5.5%となっている。近年、新規採用職員に占める女性の割合は増加しており、女性職員の受験率を向上させていくことが喫緊の課題となっている。もとより、行政サービスの受け手のおよそ半数が女性であることから、さまざまな場面での方針決定過程においてより多くの女性職員が参画し活躍することは、結果として市民ニーズに的確に対応した市政の実現にもつながっていくため、早急に改善を図っていく必要がある。

昨年度に総務局が実施した「人材育成に関するアンケート」においては、係員段階の職員全体の51.2%が「昇任したくない」と回答し、その理由として、「役職者の職務に魅力を感じないから(64.7%)」が最も多くなっている。

職員が、役職者、とりわけ一番身近である係長職の職務の魅力ややりがいについて実感し、昇任に対する心理的なハードルを下げるための取組が必要である。本委員会においては係長級職員の日々の仕事ぶりや生の声を伝えるコンテンツ「クローズアップ係長+」等により生き生きと働く役職者の姿を紹介し、魅力発信に努めているところである。職場においても、日ごろから、係長級職員が上司へ業務説明を行う場面に係員を積極的に同席させたり、係長級職員等から係長昇任選考合格後の働きがいを後輩職員へ伝える研修を局区室単位で行ったりするなど、職員の身近な場面から、キャリアデザインを描く後押しを組織的に行っていく必要がある。

任命権者においては、新規採用職員及び5年目職員を対象としたキャリア形成支援研修を昨年度新設したほか、女性職員についても目標となるロールモデルが不足し、今後の自身の職業人生を主体的に考える機会が少ないことを背景に、リーダーシップやキャリアデザインに特化した研修を実施しているところである。

併せて、昨年度、任命権者において、行政職事務を対象に、概ね採用から10年までをジョブローテーション期間とし、期間中に本庁と区役所・公所間の異動や業務内容が異なる部門間の異動により、複数の職務を経験させる方針が示された。人事異動により多様な経験をする中で、職員がキャリアデザインを描き、役職者の職務への理解を深められるよう積極的な運用を行われたい。

また、先述のアンケートでは、昇任したくない理由として、女性職員は「仕事と生活の両立に不安を感じているから（54.9%）」を、男性職員は「給与等の処遇面で魅力を感じないから（42.1%）」を上位に挙げている。

本委員会や任命権者においては係長昇任と私生活の両立不安の解消をめざし、「第2次試験受験延期制度」や「昇任延期制度」、「一時降任制度」の導入等の対策を講じているが、受験率は向上していない状況である。係長昇任後においても私生活との両立不安が解消されるよう、引き続きワーク・ライフ・バランスが確保された働き方が可能となる環境を追求する必要がある。

昇任したくない理由として、給与等の処遇面で魅力を感じていないことに関しては、職務給の原則を踏まえ、職務や職責を的確に反映し、キャリアアップをめざす後押しとなるような給与制度の再構築に向けて引き続き検討を進める必要がある。

また、来年度から、主任設置と併せ、主任の段階にある知識・経験が豊富な職員を試験によらず係長職に昇任させる「推薦型」が開始され、いわゆる「係長昇任の複線化」が実施される。本委員会として、職務において能力を発揮した職員が毎年一定数、推薦型により昇任し活躍することで組織力の強化につながるよう、運用状況を見守りたい。

昇任意欲の低下は、さまざまな要因が複合的に絡んでおり、特に、「昇任したくない」と考える職員の割合がこれまで以上に増え、その職員の多くが「係長の職務に魅力がない」と感じていることについて、さらに詳細な分析を行う必要がある。本委員会と任命権者が協力して意識調査・分析を行い、係長の職務に魅力を感じない理由やその背景についてさらに掘り下げて検討し、役職者の働き方に魅力を感じ、係長昇任を前向きに考える職員が増えるよう、昇任への気運醸成を図っていかなければならない。

なお、職務経験者採用試験に合格し採用された職員は、一定の就業経験があることを背景に昇任意欲が高い傾向があり、昇任選考の受験率も全体の受験率と比べて高くなっている。これまでの経験により培われた知識・スキルと高い昇任意欲をより早い段階から効果的に活用していくためにも、これら職員について役職者への早期登用につなげられるよう任命権者とともに検討していく必要がある。

### (3) 人材の活用について

#### ア 新しい任用段階の設置

来年度から、新たな任用段階である主任の運用が始まる。現在の係員を主任と係員の二つの任用段階に分けることにより、組織内のベテラン職員が主任として、「係長の補佐」、「係員の総括」という役割を担うことを明確にし、今後のキャリア形成や伸ばしていくべき能力をより意識できるようにすることを目的としている。併せて、係員の一つ上の任用段階になることで、役職者へのスムーズな昇任につなげていくことも期待される。

任命権者においては、主任となる職員に加え、役職者や周囲の職員にも主任制度の趣旨を十分に浸透させ、主任の役割を踏まえた積極的・効果的な運用に努められたい。

#### イ 定年延長等

本年4月に、定年の引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務等、60歳を超える職員の勤務条件が変更となった。

この改正の趣旨は、少子高齢化等を背景として、能力や意欲のある高齢層職員の豊富な知識・技術・経験を活かし、組織の活力を維持しつつ、行政サービスの質を向上することにある。

これを受け、任命権者においては、高齢層職員が今後のキャリアについて考える機会を設けるとともに、今次の制度改正の趣旨や期待される役割等の理解促進に取り組むため、今年度から55歳職員研修及び60歳職員研修を新設した。

これらの研修を通して、高齢層職員がそれぞれの雇用形態でモチベーションを高く維持して職務に臨み、その知識・技術・経験が組織に活力を与えていくことが期待されるが、そのためには、高齢層職員を活かした組織マネジメントがなされる必要があり、高齢層職員の効果的な配置についても検討されたい。

#### ウ 女性活躍・子育て支援

本市では、現在「名古屋市職員の女性活躍・子育て支援プログラム」を策定し、「女性

職員の活躍推進」・「子育て支援」・「働きやすい環境づくり」の三つを柱として具体的な取組と数値目標を設定しているところである。

「女性職員の活躍推進」については、キャリアアップの意欲向上・サポート体制の充実とともに、従事する職域の拡大や総括的な職務・管理職への積極的な登用の推進、係長昇任選考の受験率向上等の取組が進められている。引き続き、こうした取組を複層的に実施していくとともに、上記「(2) イ 昇任意欲の醸成」に記載した昇任意欲にかかる詳細な分析も踏まえ、女性職員の活躍を推進するための方策を検討していく必要がある。

「子育て支援」については、子育て支援制度の周知や職員のサポート体制の整備、男性職員に対する子育て支援の推進等の取組が進められている。近年では、男性職員の育児に対する意識啓発が進み、男性職員の育児休業等の取得率は増加傾向にある。係制の廃止により課全体でより柔軟な職員配置が可能となるほか、育児休業取得職員の代替措置等も充実してきているところであるが、これまでの取組について改善を重ねながら、引き続き子育て支援制度の利用促進を図ることが重要である。

「働きやすい環境づくり」については、職員がやりがいを持って働くうえでも、さらには職場の魅力向上にもつながるものであるが、とりわけ職員の長時間労働が大きな課題となっている。下記「(4) 勤務環境の整備」において詳しく触れるが、抜本的な長時間労働の是正に向けて対策を強化するほか、個々の職員の事情を尊重した多様な働き方も一つの解決策となり得ることから、引き続き積極的な推進を図っていくことが必要である。

来年度は、プログラムの計画期間の最終年度でもあることから、しっかりと総括を行ったうえで、国の「女性版 骨太の方針 2023」等も踏まえながら、新たな目標の設定やより実効性のある施策等、次期プログラムの策定に向けて検討を進められたい。

#### (4) 勤務環境の整備について

##### ア 長時間労働の是正

平成 31 年 4 月、労働基準法及び本市人事委員会規則が改正され、超過勤務命令の上限時間が導入されたが、上限時間を超えて超過勤務を命ぜられた職員が依然として相当数見受けられることから、労働基準監督機関である本委員会としても、この状況を大変危惧し、

今後さらに対応を強化していく。

過重な超過勤務は職員の健康障害のリスクを高め、その能力を十分に活かすことができなくなることから、超過勤務時間の厳格な管理は極めて重要であり、管理職員及び部下職員の双方が、超過勤務は事前命令が原則であることを改めて認識するとともに、登退庁時刻に係る客観的記録を活用して事後確認を行うこと等により、日々の勤務状況の適正な把握を徹底する必要がある。

また、長時間労働を改善していくためには、管理職員のマネジメント能力が非常に重要であることから、管理職員においては、職員間の業務量の平準化や応援体制の構築のほか、会議をはじめとする各種業務を適切な手法や時間設定で行い業務の効率化を図ること、さらには業務そのものの必要性を検証するなど、組織の先頭に立って取り組んでいく必要がある。

そのうえで、任命権者においては、引き続き、管理職員のマネジメント能力の育成や職員の意識改革のほか、DXの推進や効率的な執行体制、柔軟な組織体制の構築、人員配置の最適化等に取り組まれない。

## イ 多様な働き方の推進

本市においては、本年4月からフレックスタイム制の導入や時差勤務の時間拡大が行われ、より柔軟な働き方が可能になった。制度導入により、職員は業務の状況を踏まえつつ、育児や介護等の私生活の状況に合わせて、働く時間を設定することができ、ワーク・ライフ・バランスの充実や超過勤務の縮減へとつながることも期待される。

管理職員においては、部下職員の適正な勤務管理が求められるとともに、職場内でのコミュニケーションの維持・向上や、コアタイムを意識した会議時間の設定、メールやビジネスチャット等を活用した情報共有等、各職場の状況に応じて、柔軟に取り組んでいくことが必要である。

在宅勤務をはじめとするテレワークについては、職員の多様で柔軟な働き方の推進に資するものであり、任命権者においても、さらなる浸透・定着に向け、通信機器等の環境整備に積極的に取り組まれているところである。

本年1月に総務局が実施した「テレワークに関する職員アンケート」においては、在宅勤務を希望する職員や所属職員の利用を推進したいと考える役職者の割合は、依然として高くなっている一方で、役職者はコミュニケーションや業務の進捗管理、評価という点で困難を感じている。

今年度の人事院による報告において、本年中に「テレワークの実施に関するガイドライン」を策定し、適正かつ公平な運用が確保されるよう統一的な基準を示すこととされている。このほか、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組として、フレックスタイム制の見直しや勤務間のインターバル確保、在宅勤務等手当の新設等についても、言及されている。

任命権者においては、こうした国の取組や今後の動向を参考にしつつ、本市の状況を踏まえ、引き続き、職員の多様な働き方の推進に向けた環境整備を進めていくとともに、運用にあたっての課題解決に取り組まれない。

#### ウ メンタルヘルス

本市では、平成21年に「名古屋市職員心の健康づくり基本計画」及びその「実施計画」を策定し、現在は、その後継計画として、平成31年4月に「職員のこころいきいきプラン2023 ～名古屋市職員心の健康づくり推進計画～（以下「推進計画」という。）」を策定し、各数値目標を掲げ、その目標達成に向けてさまざまな取組を行っているところである。

各数値目標の現状をみると、メンタルヘルス研修の受講率や良好な睡眠がとれている職員は増加傾向にある。一方で、ストレスチェックの職場ごとの分析結果における総合健康リスクが120（全国平均＝100として、120を超えている場合、何らかの仕事のストレスに関する問題が職場で生じていることが多いとされている。）以上の職場の割合やメンタルヘルス不調者の再発率については、横ばいの状態を保っているが、メンタルヘルス不調による退職者については全国実績と同様、その数、割合ともに近年増加傾向にある。

任命権者においては、メンタルヘルスに係る研修の回数増やウェブ活用といった工夫、退職者の傾向を踏まえて入庁2年目の職員全員を個別相談の対象とするほか、健康相談窓口のウェブによる予約受付を開始するなどさまざまな取組を実施してきているが、状況の

改善には至っていない。

国においても、心の健康の問題による長期病休者は増加している状況にあり、今年度の人事院による報告において、1次予防（健康不全の未然防止）、2次予防（健康不全の早期発見、早期対処）及び3次予防（職場復帰支援、再発防止）の各取組の推進の重要性について改めて触れられているところである。

本年度は推進計画の最終年度であり、新たな推進計画を策定していく段階にあることから、任命権者においては、これまでの取組状況の評価・検証を十分に行ったうえで、こうした国の取組や今後の高齢層職員の割合の増加も踏まえながら、数値目標の見直しも含めて、メンタルヘルス施策のさらなる充実に向け検討を進められたい。

#### (5) 公務員倫理について

職員は職務内外を問わず法令等を遵守し、倫理観を保持するとともに、倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営にあたるなど、市民全体の奉仕者として市民の期待や信頼に応えていく必要がある。

任命権者においては、これまでの間、行政監理委員会等の各種会議の実施、職員倫理・公正職務ハンドブックや不祥事防止ハンドブックの活用等を通じて、職員の倫理意識の啓発に取り組むほか、内部統制を実施し、適正な事務の執行を確保することによる不祥事の防止に取り組んでいるところである。

しかしながら、依然として懲戒処分件数は横ばいの状況が続いており、事務処理誤りの発生件数についても、近年増加傾向にある。

任命権者においては、引き続き、職員への倫理意識の啓発に取り組むとともに、毎年度局区室ごとに「不祥事等の防止に係る取組計画」を定め、組織的に取り組むなど、市民から信頼される行政運営に向け、職員一人ひとりが高い倫理意識を持ち、また、職場全体で不祥事防止に取り組む気運が醸成されるよう粘り強く取り組まれたい。

## 5 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられたものであり、職員の給与水準を適切に設定することは、職員の意欲向上や人材の確保、労使関係の安定などを通じて、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものとする。

市会及び市長におかれては、このような勧告制度の意義・役割を一層深く理解され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスの提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理能力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

### 01

公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致  
(経験者採用・官民人事交流の促進、  
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や  
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

### 02

職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等  
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の  
円滑化に資する給与上の取組

### 03

多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-beingの  
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間  
のインターバル確保、テレワークガイド  
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」  
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

## 給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定  
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設  
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり  
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

## 勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

# 令和5年 人事院勧告・報告について

職員一人一人が躍動でき  
Well-beingが実現される公務を目指して

令和5年8月  
人事院

1

## 基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、  
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01



公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組

02



職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策

03



多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-being  
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

2

## 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

### 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

### 課題への対応

#### 民間と公務の知の融合の推進

##### 実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

##### 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

##### 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

#### 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

#### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

##### 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

##### 人材確保を支える処遇の実現

令和6年  
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

##### 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

3

## 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

##### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

##### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大幅引上げ
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

4

### 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

#### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

#### 課題への対応

##### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等  
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

##### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

##### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年 給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

##### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて  
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

##### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

##### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

5

### 4 給与勧告・報告の内容

#### 過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ  
テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設(月額:3,000円)

【官民較差】3,869円(0.96%)

→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定  
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]

- ✓ 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

在宅勤務等手当 [新設]

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給(受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置)

その他 [非常勤職員の給与等]

- ✓ 本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(-)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)

勧告後の初任給(行政職俸給表(-)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

6

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

## 1 給料表

本市職員の給与が民間の給与を 4,102 円（1.06%）下回ることから、当該較差を解消するよう、人事院の勧告を踏まえたうえで本市の実情に適合するように行政職給料表の引上げを行うこと。特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引き上げること。その他の給料表についても、行政職給料表を参考に引上げを行うこと。

## 2 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して引上げを行うこと。

## 3 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況等を考慮して、令和 5 年度以降の年間支給割合を 0.10 月分引き上げ、4.50 月分とすること。なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。令和 6 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように配分すること。

## 4 実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

# 目 次

## ○ 職 員 給 与

令和5年名古屋市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別・級別平均給与月額等	4
第3表 給料表別・級別・号給別職員数	9
第4表 給料表別・年齢別職員数及び平均給料月額	28
第5表 扶養手当の支給状況	31
第6表 住居手当の支給状況	32
第7表 通勤手当の支給状況	32

## ○ 民 間 給 与 等

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	33
第8表 産業別・企業規模別調査事業所数	35
第9表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	36
第10表 職種別・学歴別初任給	55
第11表 初任給の改定状況	56
第12表 扶養（家族）手当の支給状況	56
第13表 在宅勤務関連手当の支給状況	57
第14表 給与改定の状況	57
第15表 定期昇給の実施状況	57
第16表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	58
第17表 公民比較における役職段階の対応関係表	58

## ○ 労 働 経 済 の 動 向

第18表 労働経済指標	59
-------------	----

## 令和5年名古屋市職員給与実態調査の概要

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和5年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。調査の対象は、一般職の職員のうち、以下の給料表の適用を受ける職員とした。ただし、次のものは集計から除外した。

- 1 組合専従職員
- 2 派遣職員
- 3 育児休業職員

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
消防職給料表	消防吏員（消防局長、部長等を除く。）
教育職給料表(2)	高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び実習助手並びに教育委員会事務局所属の指導主事及び社会教育主事等
教育職給料表(3)	幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭及び講師
教育職給料表(4)	小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師
研究職給料表	工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する技術職員（一部を除く。）
医療職給料表(1)	医師又は歯科医師の免許を有し、当該免許を必要とする職務に従事している技術職員
医療職給料表(2)	薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士等
医療職給料表(3)	保健師、助産師、看護師、准看護師等
技能労務職給料表	守衛士、交換士、運転士、清掃運転士、業務技師、技士、業務士等
上下水道 企業職給料表(1)	上下水道局に勤務する職員であって、企業職給料表(2)の適用を受けない職員
上下水道 企業職給料表(2)	上下水道局に勤務する技術職員のうち工務長、業務技師及び業務士
交通 企業職給料表(1)	交通局に勤務する職員であって、他の企業職給料表の適用を受けない職員
交通 企業職給料表(3)	交通局に勤務する技術職員（技師等を除く。）
交通 企業職給料表(4)	交通局に勤務する業務技師及び業務士

第1表 給料表別平均給与月額等

給料表		職員数			学歴			
		計	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表		人 31,735	人 19,392	人 12,343	人 21,459	人 1,078	人 7,029	人 2,169
勧告対象者小計		23,838	12,658	11,180	19,800	1,040	2,891	107
行政職		10,294	5,715	4,579	7,618	697	1,874	105
	うち較差対象	9,720	5,456	4,264	7,139	680	1,797	104
消防職		2,209	2,142	67	1,203	67	939	0
教育職(2)		1,508	753	755	1,445	6	57	0
教育職(3)		113	2	111	95	18	0	0
教育職(4)		9,027	3,881	5,146	8,949	78	0	0
研究職		118	104	14	118	0	0	0
医療職(1)		43	23	20	43	0	0	0
医療職(2)		107	23	84	48	58	0	1
医療職(3)		419	15	404	281	116	21	1
技能労務職		1,754	1,118	636	0	0	334	1,420
上下水道	小計	1,959	1,633	326	1,166	32	339	422
	企業職(1)	1,561	1,235	326	1,166	32	338	25
	企業職(2)	398	398	0	0	0	1	397
交通	小計	4,184	3,983	201	493	6	3,465	220
	企業職(1)	803	680	123	493	6	298	6
	企業職(3)	3,347	3,269	78	0	0	3,144	203
	企業職(4)	34	34	0	0	0	23	11

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)である。第2表の各表について同じ。  
 3 ( )内は給与条例又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年名古屋条例表の各表について同じ)。  
 4 学歴は、給与決定の基準となった学歴である。  
 5 勧告対象者小計に該当する給料表は、行政職、消防職、教育職(2)(3)(4)、研究職、医療職(1)(2)  
 6 行政職給料表のうち較差対象は、行政職給料表の適用を受ける職員のうち新規学卒者等以外の者  
 7 指定職給料表は該当者がいないため省略、以下の表について同じ。

平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
395,531 (395,572)	327,829 (327,870)	8,336	5,614	51,285	2,181	286	0.8	41.8	16.5
402,141	332,964	7,583	6,842	52,123	2,248	381	0.8	40.5	15.2
379,854	313,849	7,324	6,923	49,245	2,449	64	0.7	40.5	16.1
386,945	319,274	7,660	7,305	50,168	2,471	67	0.8	41.1	16.7
368,947	301,493	13,674	3,729	47,851	2,010	190	1.4	38.6	16.0
460,395	376,458	7,900	13,884	59,736	2,378	39	0.8	42.6	14.8
397,767	332,987	1,500	9,628	51,617	2,035	0	0.1	39.6	12.7
425,303	355,191	6,602	6,233	55,203	2,074	0	0.6	40.3	14.1
441,836	361,185	9,233	11,500	57,287	2,631	0	0.9	43.8	17.0
823,165	483,632	7,058	65,186	83,381	2,139	181,769	0.8	49.3	8.1
393,175	334,039	4,817	2,102	51,143	1,074	0	0.5	45.8	20.8
365,163	309,432	3,770	2,183	47,308	2,113	357	0.3	42.6	15.1
400,752 (401,115)	339,508 (339,871)	7,462	0	52,100	1,682	0	0.7	51.1	24.4
387,969 (388,304)	320,479 (320,814)	10,592	4,352	50,370	2,176	0	1.1	42.5	18.5
382,936	315,728	9,760	5,461	49,650	2,337	0	1.0	40.8	16.4
407,699 (409,350)	339,112 (340,763)	13,854	0	53,192	1,541	0	1.4	49.0	27.0
359,223	297,119	11,936	1,563	46,596	2,009	0	1.2	45.4	19.5
397,223	326,362	8,970	8,148	51,541	2,202	0	0.9	43.5	19.4
350,711	290,582	12,674	0	45,488	1,967	0	1.3	45.8	19.5
299,696	249,947	9,250	0	38,879	1,620	0	0.9	51.3	22.4

第2号) (企業職給料表にあつては各企業管理規程) による特例措置がないものとした場合の額である。第2

(3)である。  
である。

第2表 給料表別・級別平均給与月額等

1 行政職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
<b>計</b>	<b>10,294</b>	<b>379,854</b>	<b>313,849</b>	<b>7,324</b>	<b>6,923</b>	<b>49,245</b>	<b>2,449</b>	<b>64</b>	<b>0.7</b>	<b>40.5</b>	<b>16.1</b>
1	529	222,624	191,035	861	0	28,784	1,944	0	0.1	26.4	0.6
2	2,753	272,095	230,417	2,686	0	34,978	4,014	0	0.3	30.5	4.5
3	1,913	355,326	299,823	6,625	0	46,011	2,867	0	0.7	37.5	12.5
4	2,506	429,912	364,569	7,945	0	55,882	1,505	11	0.7	49.8	27.6
5	1,086	420,717	350,446	13,407	0	54,654	2,128	82	1.4	41.6	16.8
6	682	464,807	388,869	14,227	0	60,464	1,247	0	1.4	48.7	24.9
7	649	595,650	423,707	14,110	79,092	77,650	953	138	1.3	52.1	28.3
8	130	687,686	481,390	9,411	105,807	89,713	442	923	1.1	56.8	33.3
9	46	791,534	539,902	6,956	134,543	102,210	750	7,173	0.9	57.8	33.9

(注) 給料には、給料の調整額を含む。

2 消防職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
<b>計</b>	<b>2,209</b>	<b>368,947</b>	<b>301,493</b>	<b>13,674</b>	<b>3,729</b>	<b>47,851</b>	<b>2,010</b>	<b>190</b>	<b>1.4</b>	<b>38.6</b>	<b>16.0</b>
1	184	210,786	180,652	358	0	27,151	2,625	0	0.0	22.2	1.4
2	527	264,067	220,547	4,978	0	33,851	4,691	0	0.5	27.7	5.3
3	629	368,560	299,928	19,222	0	47,872	1,538	0	2.1	36.5	13.1
4	504	442,598	366,936	17,238	0	57,626	798	0	1.7	50.4	28.3
5	212	455,726	374,552	21,544	0	59,414	216	0	2.1	46.9	24.4
6	52	469,667	391,946	16,076	0	61,203	442	0	1.5	51.0	27.9
7	87	592,916	420,924	14,885	78,758	77,477	528	344	1.4	54.4	31.5
8	14	681,499	466,564	2,821	99,000	85,257	0	27,857	0.6	57.9	36.7

3 教育職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
<b>計</b>	<b>1,508</b>	<b>460,395</b>	<b>376,458</b>	<b>7,900</b>	<b>13,884</b>	<b>59,736</b>	<b>2,378</b>	<b>39</b>	<b>0.8</b>	<b>42.6</b>	<b>14.8</b>
1	27	324,138	269,971	7,444	0	41,612	5,111	0	0.8	36.8	6.7
2	1,344	445,554	371,192	7,232	6,821	57,786	2,523	0	0.7	41.8	13.9
3	66	607,245	431,834	15,795	79,015	78,996	696	909	1.3	50.3	21.0
4	71	656,642	465,143	13,387	92,323	85,628	161	0	1.1	53.8	27.4

(注) 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

## 4 教育職給料表(3)

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	113	397,767	332,987	1,500	9,628	51,617	2,035	0	0.1	39.6	12.7
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	96	366,474	315,414	1,385	0	47,519	2,156	0	0.1	37.0	10.2
3	17	574,477	432,223	2,147	64,000	74,755	1,352	0	0.2	54.4	27.3

(注) 給料には、教職調整額を含む。

## 5 教育職給料表(4)

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	9,027	425,303	355,191	6,602	6,233	55,203	2,074	0	0.6	40.3	14.1
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	8,281	408,686	347,493	5,973	0	53,019	2,201	0	0.6	39.1	12.9
特2	12	504,273	417,958	20,541	0	65,774	0	0	1.8	45.7	21.2
3	374	578,982	426,082	17,554	59,000	75,395	951	0	1.5	49.9	24.3
4	360	645,243	456,525	9,223	95,000	84,112	383	0	0.8	56.4	29.6

(注) 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

## 6 研究職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	118	441,836	361,185	9,233	11,500	57,287	2,631	0	0.9	43.8	17.0
1	7	274,683	233,642	928	0	35,185	4,928	0	0.1	29.1	0.7
2	20	310,264	261,470	2,825	0	39,644	6,325	0	0.3	30.8	4.3
3	38	406,251	342,894	8,263	0	52,673	2,421	0	0.9	40.2	13.0
4	36	496,178	417,058	13,291	0	64,552	1,277	0	1.4	52.3	25.6
5	13	608,030	441,800	14,538	71,615	79,193	884	0	1.3	54.9	28.6
6	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
7	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

## 7 医療職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均扶養親族数	平均年齢	平均勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	43	823,165	483,632	7,058	65,186	83,381	2,139	181,769	0.8	49.3	8.1
1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
2	25	821,747	477,672	10,380	54,160	81,331	1,380	196,824	1.1	48.4	6.9
3	10	917,351	576,910	4,400	116,900	104,731	0	114,410	0.6	60.2	16.8
4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

## 8 医療職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	107	393,175	334,039	4,817	2,102	51,143	1,074	0	0.5	45.8	20.8
1	7	226,713	195,714	0	0	29,357	1,642	0	0.0	27.0	0.4
2	20	276,241	236,210	2,000	0	35,731	2,300	0	0.2	31.3	5.0
3	12	357,649	304,083	5,250	0	46,400	1,916	0	0.6	39.3	12.3
4	47	434,092	372,387	4,659	0	56,557	489	0	0.4	52.5	28.4
5	8	455,615	389,375	6,812	0	59,428	0	0	0.8	51.9	27.3
6	10	482,390	409,220	10,250	0	62,920	0	0	1.0	57.0	34.0
7	3	598,420	429,866	12,166	75,000	77,555	3,833	0	1.0	54.4	29.0

## 9 医療職給料表(3)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	419	365,163	309,432	3,770	2,183	47,308	2,113	357	0.3	42.6	15.1
1	23	237,947	204,417	434	0	30,727	2,000	369	0.0	27.4	0.3
2	125	274,125	233,181	1,384	0	35,184	3,588	788	0.1	31.3	3.8
3	85	361,344	307,298	4,947	0	46,836	1,758	505	0.5	42.5	11.2
4	126	430,438	367,386	5,718	0	55,965	1,369	0	0.4	52.5	26.3
5	35	439,854	376,111	5,228	0	57,201	1,314	0	0.4	48.1	22.6
6	13	460,325	396,207	3,307	0	59,927	884	0	0.3	54.8	29.1
7	12	578,094	423,108	2,500	76,250	75,278	958	0	0.2	57.5	32.7

## 10 技能労務職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	1,754	400,752 (401,115)	339,508 (339,871)	7,462	0	52,100	1,682	0	0.7	51.1	24.4
1	161	227,227	191,344	2,922	0	29,140	3,821	0	0.3	30.6	1.8
2	70	297,572 (306,666)	246,264 (255,358)	9,328	0	39,703	2,277	0	0.9	41.0	12.6
3	209	378,879	321,337	7,406	0	49,311	825	0	0.7	48.8	21.3
4	1,220	430,331	365,147	7,684	0	55,924	1,576	0	0.8	54.6	28.3
5	94	439,535	370,359	11,101	0	57,219	856	0	1.1	53.4	27.6

(注) 1 給料には、給料の調整額を含む。

2 2級の職員には、技能労務職員の給与見直しに係る経過措置適用者を含み、3級から5級の職員は、技能労務職員の給与見直しに係る経過措置適用者である。

## 11 上下水道 企業職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	1,561	382,936	315,728	9,760	5,461	49,650	2,337	0	1.0	40.8	16.4
1	64	210,625	181,489	414	0	27,285	1,437	0	0.0	24.3	0.6
2	399	280,368	236,320	4,296	0	36,092	3,660	0	0.5	31.9	4.9
3	354	358,256	299,586	9,531	0	46,367	2,772	0	1.0	37.3	12.5
4	384	433,585	364,810	10,812	0	56,376	1,587	0	1.0	49.7	27.9
5	123	429,077	355,405	16,243	0	55,747	1,682	0	1.6	42.4	17.6
6	131	471,256	389,473	19,171	0	61,296	1,316	0	1.9	48.0	23.9
7	93	596,108	426,679	14,752	76,064	77,624	989	0	1.4	52.2	28.7
8	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
9	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

## 12 上下水道 企業職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	398	407,699 (409,350)	339,112 (340,763)	13,854	0	53,192	1,541	0	1.4	49.0	27.0
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	49	310,526 (323,939)	254,846 (268,259)	11,183	0	41,916	2,581	0	1.2	40.1	15.0
3	104	380,453	310,969	18,514	0	49,422	1,548	0	1.9	43.3	19.3
4	201	434,911	365,045	11,878	0	56,538	1,450	0	1.2	53.2	32.5
5	44	456,007	381,006	14,840	0	59,377	784	0	1.5	53.3	33.0

## 13 交通 企業職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	803	397,223	326,362	8,970	8,148	51,541	2,202	0	0.9	43.5	19.4
1	40	217,798	187,640	500	0	28,221	1,437	0	0.1	24.8	0.5
2	200	282,002	237,433	4,537	0	36,295	3,737	0	0.5	32.6	4.3
3	101	359,975	302,485	8,084	0	46,585	2,821	0	0.9	38.1	12.6
4	218	439,520	371,855	8,961	0	57,122	1,582	0	0.9	52.7	32.0
5	94	427,308	353,764	15,750	0	55,592	2,202	0	1.5	43.3	19.7
6	77	468,364	393,112	13,123	0	60,935	1,194	0	1.3	51.9	28.9
7	61	607,693	427,537	15,565	84,836	79,190	565	0	1.4	54.0	31.5
8	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
9	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

## 14 交通 企業職給料表(3)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	3,347	350,711	290,582	12,674	0	45,488	1,967	0	1.3	45.8	19.5
1	410	235,581	195,495	5,717	0	30,181	4,188	0	0.6	33.9	2.6
2	891	313,786	259,177	11,298	0	40,571	2,740	0	1.2	42.5	12.3
3	1,041	364,520	300,729	14,997	0	47,358	1,436	0	1.5	47.8	22.3
4	930	413,188	343,716	14,740	0	53,768	964	0	1.4	51.0	29.4
5	75	452,435	383,802	9,220	0	58,953	460	0	1.1	56.2	35.9

## 15 交通 企業職給料表(4)

級	職員数	平均給与月額							平均 扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他			
	人	円	円	円	円	円	円	円	人	歳	年
計	34	299,696	249,947	9,250	0	38,879	1,620	0	0.9	51.3	22.4
1	34	299,696	249,947	9,250	0	38,879	1,620	0	0.9	51.3	22.4

(注) 第2表の各表について、個人情報秘匿するため、職員数が2人以下の場合は「\*」で表した。その他、他の結果数値からそれらが判明しないように「\*」で表した箇所がある。(以下第3表及び第4表について同じ。)

第3表 給料表別・級別・号給別職員数

1 行政職給料表

級 号給	行政職給料表									級 号給	行政職給料表												
	1	2	3	4	5	6		7			8	9	1	2	3	4	5	6		7		8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	49	13	77	59	1	24	9	(2)	9	(4)	1	2
2												50		60	59	4	28	6		11	(5)	1	
3												51	2	52	60	5	12	1		10	(2)		
4												52	6	38	73	8	19	6	(1)	12	(2)		
5												53	4	62	50	2	23	5	(1)	14	(3)		
6												54	1	62	42	4	22	8	(2)	11	(1)		
7	9											55	5	35	39	3	15	10		12	(1)		1
8	1											56	3	17	41	5	18	12	(1)	12	(2)		
9												57	4	27	38	9	11	11		17	(1)		
10												58	1	23	35	11	17	20		20	(1)		
11	4											59	3	26	41	18	13	13	(1)	12	(1)		
12	2	1										60	2	30	40	15	9	10	(1)	13			
13	4	5										61	5	29	50	16	10	20	(2)	14			
14		3	1		1							62	1	34	33	22	14	19	(2)	16			
15	19	1	6									63	1	16	21	21	12	14		6			
16	2	1	2	1	1							64	2	16	23	19	12	19	(1)	9			
17	2	16	1	3				(1)				65	4	33	25	22	11	25		10			
18		5	1	3	1							66		27	19	15	14	16		17	(2)		
19	4	1	1									67	3	20	15	19	12	15	(1)	11			
20	3	2	1	3	6							68		17	19	26	9	18		5			
21	1	174	11	3	4							69	2	23	14	34	8	9	(1)	10			
22		46	6	2	1							70	2	19	13	22	9	8	(1)	5		1	
23	5	41	5	2	3							71		16	11	29	10	8		5			
24	1	2	3	1	4							72	1	17	14	31	16	12		5			
25	1	148	8	6	12	1		(2)	1			73	1	20	7	39	10	13	(1)	10	(1)		
26		49	6	2	2							74	2	19	11	20	12	11		7			
27	272	33	24		9			(4)	2			75	2	21	8	38	19	13		7			
28	4	8	32	1	15			(4)	8			76	3	13	11	42	18	9	(1)	4			
29	7	160	46	3	17			(5)	8			77	2	16	2	37	14	12	(1)	7			
30		62	32	2	4			(6)	14			78	1	16	5	49	9	10	(1)	7			
31	9	40	29		11	1		(4)	7			79	3	15	7	43	8	9		4			
32	1	7	41		19			(8)	8			80		10	7	34	5	12		3			
33	6	110	53		16			1	(5)	8	5	81	1	8	1	36	4	8		10			
34		72	47		8	(1)	1	(9)	11	2		82		10		26	11	13	(1)	4			
35	21	32	47	1	11	1	(2)	(14)	13	3		83	2	7	1	29	9	5		3			
36	2	17	45	1	37	(1)	1	(4)	11	4		84	3	7	2	29	4	8		3			
37	7	44	67	1	21	2	(2)	1	(13)	7	1	85	2	4		45	5	7		3			
38	2	80	56	1	5	1	(2)	3	(11)	6	1	86	1	9		44	6	10		1			
39	9	84	40		15	9	(1)	1	(5)	3	4	87		5	2	23	10	6		2			
40	4	46	29	2	16	1	(4)	11	(14)	2	4	88	1	2		44	7	6		3			
41	6	51	45	2	19	1	(3)	13	(5)	8	2	89	2	6		45	8	9		4			
42		86	31	1	12	3	(1)	11	(9)	4	5	90		6		31	6	10		1			
43	8	76	45	1	20	5	(3)	10	(7)	1	2	91		5		33	5	14		3			
44		55	44	1	23	10	(1)	10	(5)	2	2	92	1	3		32	4	3		2			
45	5	41	47	1	32	4	(2)	9	(10)	1	3	93		7		23	7	7					
46	2	30	60		34	2		14	(6)	1	2	94		3		26	7	11					
47	5	24	42		24	7	(1)	14	(6)	2	2	95		6		29	10	4					
48	5	62	59	2	18	11		7	(4)			96	2	3		40	6	9					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97	人 2	人 2	人	人 26	人 5	人 7	人 1	人	人
98		3		24	6	6			
99		4		33	9	5			
100		2		41	4	7			
101		2		34	9	3			
102		5		48	9	7			
103		2	1	46	5	3			
104		1		63	8	1			
105		1		40	8	1			
106		6		33	3	2			
107		4		26	6	4			
108		1	1	35	4	5			
109				39	1	4			
110		1		31	1	3			
111		1		33	1				
112		1		33	3	1			
113				32	6	5			
114		2		30	1				
115				35	1				
116		1		28	3				
117				27	1				
118		2		13	2				
119				20	1				
120				28	2				
121				34	1				
122				25					
123				23	1				
124				30	2				
125				28	3				
126				26					
127				31	1				
128				36	3				
129				41					
130				22	1				
131				33					
132				23					
133				16	2				
134				15					
135				12					
136				16					
137				14					
138				9					
139				5					
140				5					
141				8					
142				1					
143				1					
144				1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
145	人	人	人	人 1	人	人	人	人	人
146				1					
147				2					
148									
149									
150				1					
151									
152				1					
153									
154									
155									
156									
157				3					
計	529	2,753	1,913	2,506	1,086	682	649	130	46

適用職員数	10,294人
-------	---------

- (注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す。最高号給以上については最高号給に集約。第3表の各表について同じ。  
 なお、技能労務職給料表の3～5級の最高号給については、技能労務職員の給与見直しに係る経過措置給料表の最高号給である。
- 2 ( )内の数字は、給料表の( )の金額が適用されている職員数を示す。第3表の各表について同じ。
- 3 該当人数0の号給は空欄とした。第3表の各表について同じ。
- 4 個人情報を秘匿するため、各級の職員数が2人以下の場合は各号給の該当人数を空欄とした。その他、他の結果数値からそれらが判明しないように空欄とした箇所がある。第3表の各表について同じ。

2 消防職給料表

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1																
2																
3	25															
4	1															
5																
6	1															
7	22															
8	2															
9	3	4														
10		1														
11	31	1														
12	2															
13	1	56														
14		15														
15	21	1														
16		1														
17		54														
18		11														
19	51	8														
20	2															
21	2	28														
22		13	1													
23	5	4														
24	1	5	2													
25	1	27	7													
26		17	2	1												2
27	1	5												(1)		3
28	1	16	13											(1)		1
29	1	9	21	1												2
30		34	5													1
31	1	8	10													1
32	1	7	20		2											
33	1	6	28											(4)		1
34		11	18													1
35	1	10	9											(1)		
36	1	12	12	1	1											1
37	1	8	24													
38	1	3	12	1										(1)		
39	1	4	15		2									(2)		
40		19	17												1	
41		18	20	1										4	(1)	
42		10	23		2									(1)		
43	1	3	20		1									1	(1)	
44		24	15		1									(1)		
45		15	10													
46		10	15		1	1								1		1
47	1	6	28		1											
48		7	6	1	1									3		

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
49			5	10					2					1		
50			3	12					2					2		
51			1	20					2					2		
52			5	21	1	1								2		
53			4	6					1					2		
54			4	10	1	1	1			1				3		
55				23	2	9								2		
56			1	19	3	3	1			1				1		
57				6					2	2				5		
58			1	3						2				3		
59			2	14	3	1	3			3				1		
60			2	17	1	1	1			1				2		
61			2	7	4	7	1			1				5		
62			2	6	5	5								5		
63				8	2	2	1							4		
64				14	1	3								4		
65			2	9					2	2				6		
66				7	3	3	2			2				1		
67			1	6	3	2	2			2				5		
68				10	2	2	1							2		
69				12	5	5										
70				2	6	2	1							2		
71				1	5	6										
72				4	7	5										
73				5	11	6	1			1				1		
74				10	6	2	2			2				1		
75				5	9		2									
76				2	4	4										
77				1	7	2	1			1						
78				5	4		1									
79					7	1	1			1				1		
80					7	1	1									
81					9	3	1									
82					5	4	2									
83					4	4	1									
84					10	2	1									
85					3	1	1									
86					6	1										
87				1	5	2	2									
88					7	1	1									
89					4	3	2									
90					4	1	1									
91					7	2										
92					14	2	1									
93					17	5	1									
94					12	1	1									
95					4	2										
96					5	3	1									

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
97				5	2											
98				3	4	1										
99		1		7	5	1										
100				11	2											
101				9	9	1										
102				9	4											
103				14		1										
104				12	3											
105				9	3											
106				9	2											
107				1	3											
108				2	4											
109				2												
110				5	2											
111				3	1											
112				5	3											
113				7	2											
114				4												
115				2	1											
116				3	3											
117				7	2											
118				3	3											
119				2												
120				4	2											
121				8	2											
122				8	1											
123				6	2											
124				6	1											
125				4	5											
126				8	2											
127				5	1											
128				12	2											
129				8												
130				11												
131				10	2											
132				13												
133				5												
134				6												
135				8												
136				8												
137				3												
138				1												
139				3												
140				2												
141																
142																
143																
144																

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
145																
146																
147																
148																
149																
150																
151																
152																
153																
154																
155																
156																
157																
計	184	527	629	504	212	52	87	14								

適用職員数	2,209人
-------	--------

3 教育職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	1			
15				
16				
17	1			
18				
19		29		
20		1		
21	1	1		
22				
23	1	16		
24		2		
25		3		1
26		1		
27		20		
28		4		1
29		7		3
30		1		1
31		18		1
32		3		4
33	1	2		4
34				2
35		15		4
36		6		
37		7		4
38		4		3
39		12		3
40		8		
41		7		6
42				2
43	1	18		1
44		10		3
45		12		1
46	1	13		1
47	1	4		1
48		8		

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
49	1	10		2
50	1	9		
51	1	9		1
52		12	2	
53		9		1
54		9	1	2
55	2	11		1
56		11		2
57		1	2	2
58	1	9		2
59		10		2
60		8		1
61	1	7		1
62	1	11		2
63	1	21	1	
64		14		2
65	1	7		1
66		14	1	1
67		11	1	
68	1	6	2	
69		10	1	
70		7	3	
71		12		
72		22		2
73		22	8	
74		7	2	
75		13	1	
76		17	2	
77		8	3	
78		10	1	
79		18	4	
80		13	5	
81		12	1	
82	2	6	1	
83		15	1	
84		12	3	
85	1	9	4	
86		12		
87		16		
88	1	13		
89		18	2	
90		10		
91		19	1	
92		12	1	
93		12	2	
94		9	3	
95		6		
96		18	1	

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
97		15		
98		14		
99		14		
100		10		
101		8		
102		7		
103		5	2	
104		12		
105		12		
106	1	13		
107		18		
108		13		
109	1	9		
110		8	1	
111		13	1	
112		11		
113	1	6		
114		3		
115		10		
116		9		
117		11	2	
118		2		
119		21		
120	1	9		
121		9		
122		7		
123		8		
124		8		
125		6		
126		8		
127		7		
128		10		
129		8		
130		3		
131		11		
132		6		
133		12		
134		8		
135		6		
136		4		
137		3		
138		1		
139		7		
140		2		
141		1		
142		5		
143		2		
144		9		

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
145		1		
146		3		
147		6		
148		5		
149		5		
150		12		
151		4		
152		6		
153		6		
154		9		
155		10		
156		6		
157		14		
158		19		
159		10		
160		9		
161		10		
162		3		
163		6		
164		1		
165		1		
166		5		
167				
168				
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
計	27	1,344	66	71

適用職員数	1,508人
-------	--------

4 教育職給料表(3)

級 号給	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19		1	
20			
21			
22			
23		7	
24			
25			
26			
27		8	
28			
29			
30			
31		5	
32			
33			
34			
35		5	
36			
37			
38			
39			
40		1	
41		1	
42			
43			
44			
45		1	
46		3	
47			
48			

級 号給	1	2	3
49	人	人	人
50		2	
51		2	
52		1	
53			
54		2	
55			
56			
57			
58			
59		1	
60		2	
61		1	
62		1	
63			
64		1	
65			
66		1	
67		1	
68			
69			
70		1	
71			
72		2	
73		1	
74			
75		2	
76			
77		3	
78			
79			
80		1	
81			
82			
83			
84			
85		2	
86			
87		2	
88			1
89			2
90		1	1
91			
92		2	
93		2	1
94			
95		1	
96		1	2

級 号給	1	2	3
97	人	人	人
98			
99		1	
100			
101			
102		1	
103		1	
104		1	1
105		1	
106			
107			1
108		1	2
109		1	
110			
111			
112		1	1
113		1	
114			
115		1	
116		1	
117			
118		1	1
119			
120		1	1
121		1	
122			1
123		1	
124		1	
125		1	
126			
127			
128			
129			2
130		1	
131		3	
132			
133		1	
134			
135		1	
136			
137		1	
138			
139			
140			
141		1	
142			
143			
144			

級 号給	1	2	3
145	人	人	人
146		1	
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159		1	
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169		1	
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
計	0	96	17

適用職員数	113人
-------	------

5 教育職給料表(4)

級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人	49	人	150				97	人	57		9		145	人	14			
2						50	人	26			1	98	人	57		10		146	人	57			
3						51	人	28			5	99	人	109		5		147	人	50			
4						52	人	38			3	100	人	71		10		148	人	84			
5						53	人	47			9	101	人	61		3		149	人	43			
6						54	人	39			19	102	人	98		3		150	人	37			
7		1				55	人	101			17	103	人	50		4		151	人	58			
8						56	人	31			13	104	人	59		3		152	人	38			
9						57	人	24			24	105	人	77		7		153	人	6			
10						58	人	51			24	106	人	42		4		154	人	3			
11						59	人	121			10	107	人	84		2		155	人	25			
12						60	人	30	1		21	108	人	81		10		156	人	39			
13						61	人	30	1		15	109	人	46		8		157	人	17			
14						62	人	64			13	110	人	77		5		158	人	37			
15		1				63	人	117			11	111	人	53		7		159	人	15			
16						64	人	19		2	4	112	人	42		6		160	人	12			
17						65	人	37			11	113	人	68		12		161	人	11			
18						66	人	74		1	14	114	人	39		4		162	人	2			
19		418				67	人	140	1	1	11	115	人	49		1		163	人	34			
20		33				68	人	28		6	6	116	人	49		1		164	人				
21		14				69	人	27		3	12	117	人	43		2		165	人	3			
22		6				70	人	20		2	11	118	人	51				166	人	2			
23		213				71	人	40	1	5	13	119	人	34				167	人	1			
24		20				72	人	77	1		10	120	人	24				168	人	1			
25		22				73	人	144	1	11	10	121	人	46				169	人				
26		4				74	人	34		10	6	122	人	26		1		170	人				
27		207				75	人	52	2	7	5	123	人	30				171	人	1			
28		27				76	人	63		8	5	124	人	22				172	人				
29		25			1	77	人	51		13	1	125	人	32		1		173	人				
30		1				78	人	65		11		126	人	41				174	人	1			
31		213				79	人	99		8	4	127	人	33				175	人				
32		41			2	80	人	70		5	5	128	人	35		1		176	人				
33		36				81	人	72		8	3	129	人	65		2		177	人	3			
34		6				82	人	52		16	1	130	人	30				計	0	8,281	12	374	360
35		111				83	人	86	1	10		131	人	30				適用職員数					9,027人
36		166			1	84	人	69		12		132	人	86									
37		42				85	人	65	1	9	13	133	人	46									
38		5			1	86	人	105		4		134	人	61									
39		71			1	87	人	102	2	11		135	人	22									
40		180			1	88	人	50		14		136	人	30									
41		56				89	人	73		7		137	人	26									
42		14			2	90	人	84		6		138	人	16									
43		46			2	91	人	96		5		139	人	18									
44		54			1	92	人	62		12		140	人	12									
45		131			3	93	人	68		13		141	人	14									
46		21			7	94	人	73		7		142	人	17									
47		36			4	95	人	74		11		143	人	30									
48		57			4	96	人	86		15		144	人	66									

6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20	1						
21							
22		1					
23							
24							
25							
26							
27							
28	1						
29		1					
30							
31			1				
32	1						
33		1	1				
34							
35	2		1				
36							
37		1	2				
38	1	1					
39		1					
40	1	1	1				
41		2					
42		1	1				
43		1	2				
44			4				
45		2	1				
46							
47		1					
48		1	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
49	人	人	人	人	人	人	人
50			2				
51		1	1				
52		1	1				
53			1				
54							
55		1	2				
56			4				
57			1	3			
58			1				
59							
60				1			
61		1	1				
62				2			
63							
64			1				
65		1	1	1			
66			1	2			
67				1			
68			1				
69							
70							
71							
72							
73			1		1		
74					1		
75				2			
76							
77							
78							
79							
80				1			
81			1				
82					1		
83							
84				1	1		
85							
86				1			
87							
88				1			
89			1	1			
90							
91				1	1		
92				2			
93			1				
94							
95							
96				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
97	人	人	人	人	人	人	人
98			1				
99							
100							
101				1			
102				2	1		
103					1		
104				1			
105				1	6		
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112				1			
113							
114				4			
115							
116							
117				2			
118							
119				1			
120							
121				1			
122							
123				1			
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
計	7	20	38	36	13	*	*

適用職員数	118人
-------	------

7 医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27		1		
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36		1		
37				
38				
39				
40				
41				
42		1		
43				
44				
45				
46		1		
47		1		
48		1		
級 号給	1	2	3	4
49	人	人	人	人
50		2		
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58		1		
59				
60		1		
61				
62				
63				
64				
65		1		
66				
67				
68		1		
69				
70				
71				
72				
73		1		
74		1		
75		1		
76		1		
77				
78		2		
79				
80				
81				
82				
83			1	
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90			1	
91				
92				
93				
94		2	1	
95				
96			1	

8 医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
97	人	人	人	人			
98							
99							
100							
101			1				
102							
103		1					
104							
105							
106		1					
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117		1					
118							
119							
120							
121			1				
122							
123							
124							
125			1				
計	*	25	10	*			

適用職員数 43人

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					
25							
26							
27	1						
28		3					
29							
30							
31	1						
32							
33							
34	1	1					
35	1		1				
36							
37	1						
38		1	1				
39			1				
40			1				
41							
42							1
43	1	2					
44			1				
45							
46		1	1				
47		1					
48							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
49	人	人	人	人	人	人	人
50		1	1				
51		1					
52							
53		2	1				
54			1				
55	1	1					1
56							
57							
58							
59							
60							
61		1		1			
62			1				
63				1			
64		1		1			
65			1	1			
66				1			
67				2	1		
68				1			
69		1		1			1
70		1	1	2	1		
71							
72							
73							
74							
75				1			
76				1			
77		1		1			
78							
79							
80				1	1		
81							
82				1		1	
83				1			
84					1		
85							
86							
87				1			
88				2			
89							
90				2	1		
91				1			
92						1	
93							
94							
95				1		1	
96							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
97	人	人	人	人	人	人	人
98				2			
99				1			
100				1		1	
101							
102					1		
103				2			
104							
105							
106							
107							
108				3			
109							
110						1	
111							
112							
113				1		5	
114					1		
115				1			
116				1	1		
117							
118							
119							
120				1			
121							
122							
123				1			
124				1			
125				1			
126							
127				2			
128				2			
129				1			
130							
131				1			
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
145	人	人	人	人	人	人	人
計	7	20	12	47	8	10	3

適用職員数	107人
-------	------

9 医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	7						
20							
21							
22							
23							
24		13					
25	1						
26			1				
27							
28		9					
29							
30							
31			1				
32		8					
33							
34	1	1					
35		1	1				
36		2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
37	人		3	3			
38	3	1	1				
39		3	3				
40		3	5				
41		9	3				
42		3	3				
43		2	3				
44		1	4				
45		3	1				
46		2	3		1		
47		3	2				
48	3	3	1				
49		1	1				
50		7	2				
51		3	2				
52		6	3				
53	1	1	3				1
54	2	3	5				2
55	1	2	3		2		
56		2	3				
57	1	1	3	1			
58			4				
59		3	4				
60	1	4	2			1	
61		1					
62	1	1	1	1	1		1
63		2	2				
64	1	2	3		2		
65		3	1	1			
66		1		2			1
67		3	1				
68		3	2				1
69		1	2	1			
70				1	1	1	1
71				2		1	
72			1	1			1
73		2	2			1	
74				1	1		2
75		2	3				
76		1					
77				4		1	2
78				1	2	3	
79				2	1		
80				1	1		
81				3			
82				4	1		
83				1			
84				2	4		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
85	人			1	2		
86					1	1	
87					1		
88				6			
89				1			
90				2			
91				2	2		
92				3			
93				1			
94					3		
95				2			
96				2	1		
97				2			
98				2	1	2	
99				4			
100				1	1		
101				1			
102				5	1		
103				4			
104				3	2		
105				1			
106				1			
107				2	1	1	
108				1		1	
109				3			
110				7			
111				4			
112				2			
113				1	1		
114				3			
115				2			
116							
117				3			
118					1		
119				2			
120				2			
121				2			
122							
123							
124				1			
125				2			
126				2			
127				1			
128				1			
129							
130				2			
131				1			
132				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
133	人			1			
134				1			
135							
136				1			
137							
138							
139							
140				1			
141							
142							
143				1			
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	23	125	85	126	35	13	12

適用職員数	419人
-------	------

10 技能勞務職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5
1	人				人	49			6		2	97				22	1	145					
2						50	3	2	2		1	98		1		16	1	146					
3						51	4	1	8			99				11		147					
4						52		1	8		1	100				13	2	148					
5						53		1	11		1	101		3		16		149					
6						54	7	1	7			102				14		150					
7						55	36	1	5			103		1		7		151					
8						56			11	3	1	104				11		152					
9						57		2	9	1		105				13	1	153					
10						58	3		6	3	4	106				14		154					
11						59	8	7	6	2	2	107				5		155					
12						60		3	12	11	1	108				6	1	156					
13						61		1	15	3	3	109				2		157					
14						62	2	1	14	15	2	110				3		158					
15	4					63	5	2	13	17	1	111		2		1	2	159					
16						64			14	20	1	112				7		160					
17	1					65			12	21	1	113				7		161					
18						66	1	1	12	30	2	114				8		計	161	70	209	1,220	94
19						67	4	1	4	32		115				9	2						
20						68	2	2	13	35	1	116				7							
21						69	1	2	1	25	6	117		1		5							
22						70			1	21	1	118											
23	1					71	1		1	46	1	119				5							
24	2					72		1	2	43	2	120				4							
25	1					73				30	3	121											
26						74		2		33	3	122				3							
27	2					75				31		123											
28	5					76				36	6	124											
29						77				28	6	125											
30	1					78				35	3	126											
31						79				32	2	127											
32	1					80		2	1	32	5	128											
33	2					81				20	1	129											
34	3	1				82		2		24		130				1							
35	6					83			1	34		131											
36	5					84		3		26	3	132											
37	2					85		4		39	1	133											
38	11					86		2		35		134											
39	7		1		1	87		1		33	4	135											
40	5					88		1		19	1	136											
41						89		1		27	2	137											
42	8		1			90		1		24	1	138											
43	1	1				91		2		31	1	139											
44	3		1		1	92		2		25	2	140											
45	1		2			93				27	2	141											
46	7	2	2			94		1		22	1	142											
47	3		3			95		2		19		143											
48	2	1	4			96		1		20	1	144											

適用職員数 1,754人

11 上下水道企業職給料表(1)

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8		9	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7	8																	
8																		
9																		
10																		
11	2																	
12																		
13																		
14																		
15	7	1	1	2														
16	1	1																
17	1				2													
18		1																
19	1	1			1													
20																		
21		21																
22		2																
23	1		2	1	1													
24					1													
25		26																
26		4	1		1					(1)								
27	23	2	2															
28	2		10							(2)								
29	2	23	15							(2)								
30		2	5		1													
31		3	1															
32			14		1					(2)								
33		19	14	1						(1)								
34		8	5							(2)								
35	3	2	5		2					(1)								
36		1	12		2	1				(1)								
37	1	7	11		2					(2)								
38		10	5		2		(1)			(4)								
39		10	4	1	1	2	(1)			(5)								
40		3	12	1	1													
41	2	7	14				(1)	3	(1)									
42		17	6	2	1			1	(2)									
43	1	10	5	1	1	1	(2)	2	(1)									
44		3	9		2	3		2	(2)									
45		5	9		4			2										
46		11	10		4	1	(1)	1										
47	2	13	5			2			(2)									
48		4	7	2	2		(1)	2	(3)									
49	2	3	12							5	1			(1)				
50		11	15	1	2								1	(2)				
51	1	8	20	1							1		2					
52	1	6	5		2	2					2		3					
53		6	9		5	2					2		2	(1)				
54		10	4	1	6									(1)				
55		9	16		1	1							2					
56		3	7		2								1	(1)				
57		6	4	2	1	1							3	(1)				
58		8	4		1	4								(1)				
59	1	7	9	1	2	4							2	(1)				
60		4	11			1							1	(1)				
61		4	5	4	1	3							2					
62		7	4	2	5	5							2					
63		4	8		2	3							2					
64		4	1	4	2	2							1	(1)				
65		5	1	5	4	3												
66		4	6	6		4												
67		5	4	3	3	3							1					
68		1	5	1	1	3							1					
69		2	1	1	1	4												
70		3	3	6	1	3							2					
71		4	3	5		2							1					
72		4	2	4		4												
73	2	1	3	2	1	2							1					
74			1	3	3	1												
75		6		4	2	1												
76		3	3	8	2	1												
77		2	1	7	2	3							1					
78		2	1	5	2	6												
79		2	1	5	2	1							1					
80		4	1	4		4							1					
81		3		4	1													
82				6		2												
83		2		2	2								1					
84		1		1	1	2												
85		2		8	3	3												
86				3	2	3												
87				7	3													
88		1		6	2	2												
89		3		8		2							1					
90		5		7		1												
91		1		2	1	2												
92		2		14		1												
93				2		2												
94		1		4	1	1												
95		1		2		3												
96				3		2												

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97	人	人	人	人	人	人	人	人	人
98		1		3	1				
99		2		9	1	2			
100		3		12	1	1			
101				3	1				
102		1		8	1	1			
103				8	1	1			
104				7		1			
105				9		1			
106		2		10	1				
107		2		5	2				
108				3	1	2			
109				1					
110				9		1			
111				4					
112				5		1			
113		1		3	1				
114				6		3			
115				5					
116				2	1				
117				6					
118				1					
119				7					
120				5					
121				4	1				
122				3	1				
123				2					
124				10					
125				5					
126				2					
127				7					
128				4					
129				5					
130				6					
131				7					
132				2					
133				1					
134				2					
135				8					
136				3					
137				3					
138				2					
139									
140									
141									
142									
143				1					
144									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
145	人	人	人	人	人	人	人	人	人
146									
147									
148				1					
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
計	64	399	354	384	123	131	93	*	*

適用職員数	1,561人
-------	--------

12 上下水道企業職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	
1	人	人	人	人	人	49			7		1	97					2	1	145					
2						50			7			98					2		146					
3						51			3		1	99						1	147					
4						52		1	9			100					6	1	148					
5						53			4			101					1		149					
6						54						102					1		150					
7						55		1	1	1		103					5	1	151					
8						56			5			104					3		152					
9						57		1	8	1		105					8		153					
10						58			5		1	106					5	1	154					
11						59			5	1	1	107					2	3	155					
12						60			5	5		108						2	156					
13						61			3	1		109					2	3	157					
14						62		1	4		1	110						3	計	0	49	104	201	44
15						63			7	1		111					1							
16						64		1	2	2		112						2						
17						65				3	1	113					5	2						
18						66				5		114					1	1						
19						67				3		115					5							
20						68		1		2		116					13	1						
21						69				1	1	117					8							
22						70					1	118					13							
23						71				3		119					11							
24						72				4		120					3							
25						73				7	1	121					2							
26						74		2		11		122					1							
27						75		1				123												
28						76		2		2		124												
29						77						125					5							
30						78		1				126					2							
31						79		4		2		127												
32						80		5		1	4	128												
33						81		4		2		129												
34						82		3		3		130												
35						83		2		3		131												
36						84		3		2		132												
37						85		2		1	1	133												
38						86		5		2		134												
39						87		5		4	3	135												
40						88		4		1	1	136												
41						89				1	1	137												
42						90				3		138												
43				4		91				2		139												
44				4		92				3	1	140												
45				5		93				4		141												
46				6		94				1	1	142												
47				5		95				2		143												
48				5		96				4	1	144												

適用職員数	398人
-------	------

13 交通企業職給料表(1)

級 号給	交通企業職給料表(1)										
	1	2	3	4	5	6		7		8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7	4										
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15	2										
16											
17											
18											
19											
20					1						
21		19	4								
22											
23	1				1						
24					1						
25		13			1						
26											
27	15				1			(1)			
28	1	1	2								
29	1	9	6		1			(1)			
30		1						(1)			
31	1										
32		1	2								
33	1	9	1		2			(1)			
34		2						(1)			
35	2	1			1						
36			1		7			(1)			
37		6	3			(1)					
38		1	1		2			(1)			
39	2	7	5				1	(1)			
40		2						(2)			
41		5	1		2	(1)		(1)			
42		3	4		2		1	(3)			
43	1	5	4	1		1		(2)			
44		1	4		2	1					
45		3	6		1	1		1	(2)		
46		1	1		4						
47	1	1	2		4		(1)		(3)		
48	1	2	2			2					
級 号給	1	2	3	4	5	6		7		8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
49	2	9	5						3	(1)	
50		6	3						1	(1)	
51	1	3	3						1		2
52		9	2							1	3
53		4	4						4	1	3
54	1	1	4						3		2
55	2	2	2						1	2	1
56		1							1		3
57		7	2						2	1	
58		2	3						2	1	2
59		1	1	1					3	1	
60	1	4	1	1					1		3
61		6	3	2						1	
62		5	1	1						1	
63			1							1	
64		1		1					1	1	
65		5	1	1					2		
66		2	1						1	3	2
67			3							1	(1)
68		2	4							3	1
69		3							1	3	4
70			1						1	1	
71		2							1		1
72		2								1	2
73		3	4	1						2	
74			2	1							2
75		4							2	2	
76			1	1					1	2	
77		2								3	
78		1							1	1	
79		3							3	1	
80		2							3	3	
81		1									
82		1							1	1	
83		1							1	1	
84									7	2	
85									2	2	
86		1								1	
87		1							3	1	
88		1							7		
89		1							3	3	
90		1							2	1	3
91									5		
92									2		
93		1							2	1	
94									3	2	2
95		1								4	
96		1							1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97	人	人	人	人	人	人	人	人	人
98		1		2	1	1			
99				1		3			
100				2	1	1			
101				5	2				
102				2	2	1			
103				3	1	1			
104				4	1				
105				5					
106				6		2			
107				3					
108				6					
109		1		6					
110				3		1			
111		2		2					
112				4	1	2			
113				4	1	2			
114				3					
115				1					
116				2					
117				5	2				
118				3					
119				5	1				
120				2					
121				1					
122				11					
123				8	1				
124				7	1				
125				7					
126				5					
127				7	1				
128				9					
129				6					
130				4					
131				2					
132				2					
133				3					
134									
135									
136				1					
137				2					
138									
139				1					
140									
141				1					
142									
143									
144									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
145	人	人	人	人	人	人	人	人	人
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
計	40	200	101	218	94	77	61	*	*

適用職員数	803人
-------	------

14 交通企業職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5	級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49	6	5	1	6		97		2	9	2		145			3		
2						50	7	4	1	8		98			12	2	1	146					
3						51	17	6		13		99		3	6			147			1		
4						52	8	15	1	14		100		1	2	5		148					
5						53	6	9	3	20		101			8	6		149					
6						54	2	2	2	19		102		1	5	6		150			1		
7						55	10	12	3	13	1	103		1	5	7		151			1		
8						56	6	11	2	14		104			5	1		152			1		
9						57	6	13	4	16		105			7	3		153		47			
10						58	10	10	2	21	1	106			8	3		154			2		
11						59	8	18	11	20		107			14	1		155			1		
12						60	5	12	12	14		108		1	14	2		156			2		
13						61	15	14	6	15	1	109			14	1	1	157			86		
14						62	4	17	11	20	1	110			9	4		計	410	891	1,041	930	75
15	1					63	4	19	14	17	1	111			11	14	2	適用職員数 3,347人					
16	1					64	4	17	13	16		112			13	7							
17	2					65	9	16	19	5		113			22	2	1						
18	4					66	8	27	22	12		114			15	3							
19						67		18	24	13		115			17	5							
20	8					68	6	22	23	5	2	116			14	1	1						
21	4					69	3	20	22	11		117			11	3	3						
22	1					70	1	20	14	14		118			16	5	2						
23	3					71	3	19	17	20	1	119		1	11	12	2						
24	4					72	6	22	19	11		120		1	8	5	3						
25	12	1				73	9	26	16	10		121			10	3	6						
26	4					74	1	24	23	14		122			9	2	6						
27	7					75	2	26	13	11	1	123		2	6	3	7						
28	2					76	6	34	18	31	1	124			4		7						
29	4	2				77	7	25	18	28		125			4		13						
30	7	2				78	6	19	10	10	1	126		1	4	1							
31	2	1				79	3	34	17	17		127			1	1							
32	4	1				80	5	33	22	20		128			3	2							
33	8	1	1			81	1	31	19	12		129		1	4	3							
34	13					82	4	22	12	14		130			4	1							
35	7	5			1	83		21	14	14		131		3	4	3							
36	5	4				84	2	19	19	14		132			2	1							
37	11	2			1	85	2	17	21	11	1	133		2		4							
38	11	2				86		17	6	12		134		2		1							
39	5	6			1	87		11	11	6		135		2	1	2							
40	9	6			1	88		1	4	3		136		1	2	2							
41	11	5	1	4		89	2	6	21	6		137			2	161							
42	8	1		6		90		8	16	3	2	138			4								
43	5	5		8		91		7	10	4		139		3									
44	14	3		3		92		5	23	2	1	140		1	1								
45	5	2		2		93		4	9	5	1	141											
46	7	6	1	8		94		4	16	5		142			2								
47	3	5	1	7		95		2	17	4		143			1								
48	14	6	4	3		96		4	10	5	1	144		1									

15 交通企業職給料表(4)

号給	級	1
		人
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		1
45		
46		
47		
48		

号給	級	1
		人
49		
50		
51		
52		1
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		2
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		1
92		
93		
94		
95		
96		

号給	級	1
		人
97		
98		
99		1
100		1
101		
102		
103		
104		
105		
106		1
107		
108		1
109		1
110		1
111		
112		1
113		
114		1
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		21
計		34

適用職員数	34人
-------	-----

第4表 給料表別・年齢別職員数及び平均給料月額

年齢	給料表 職員数 給料		行政職		消防職		教育職(2)		教育職(3)		教育職(4)	
	職員数	平均 給料月額	職員数	平均 給料月額	職員数	平均 給料月額	職員数	平均 給料月額	職員数	平均 給料月額	職員数	平均 給料月額
計	10,294	313,720	2,209	301,493	1,508	362,195	113	322,681	9,027	341,925		
18歳	5	151,800	9	160,800	0	0	0	0	0	0	0	0
19	5	152,020	14	160,800	0	0	0	0	0	0	0	0
20	14	159,014	22	168,545	0	0	0	0	0	0	0	0
21	15	160,773	30	174,133	0	0	0	0	0	0	0	0
22	235	184,337	71	185,498	15	210,100	*	*	210	210,213		
23	279	192,969	82	193,736	19	209,263	5	206,200	240	210,737		
24	276	198,509	85	199,567	23	219,569	9	213,377	254	218,975		
25	285	205,560	54	207,022	30	228,873	4	222,300	263	227,580		
26	241	211,918	55	212,814	21	234,457	5	226,680	259	235,908		
27	226	218,458	66	219,775	23	244,760	4	233,225	297	244,039		
28	268	224,742	48	226,339	43	252,220	4	249,000	305	251,830		
29	236	232,948	42	232,804	40	261,230	4	255,200	260	260,727		
30	254	239,803	54	242,601	30	270,160	3	261,200	254	270,065		
31	261	253,615	78	255,241	35	279,782	*	*	217	280,447		
32	297	262,807	79	266,294	38	289,855	3	281,533	226	293,136		
33	297	274,296	87	277,165	37	301,213	0	0	258	303,279		
34	268	282,708	73	287,424	47	308,695	5	304,160	271	315,753		
35	298	291,057	83	295,365	47	327,151	4	315,625	267	330,032		
36	379	301,286	70	304,268	46	334,878	0	0	280	341,825		
37	326	306,318	58	309,931	36	342,605	*	*	266	350,791		
38	300	313,662	58	321,886	41	350,646	*	*	299	360,115		
39	329	321,682	52	330,011	49	361,871	*	*	295	368,473		
40	280	329,645	58	334,613	49	371,267	5	346,600	280	375,478		
41	279	336,003	50	341,134	45	379,111	*	*	238	380,465		
42	258	345,361	58	352,158	37	382,329	*	*	232	384,944		
43	298	347,723	55	349,598	47	391,327	3	362,666	240	389,809		
44	308	352,753	47	356,623	47	400,285	*	*	197	393,954		
45	293	357,556	30	361,413	46	399,858	6	364,483	194	394,280		
46	276	362,227	51	363,617	54	404,044	*	*	190	397,765		
47	284	363,577	53	367,724	48	401,883	*	*	176	400,358		
48	306	366,579	52	372,482	61	415,052	5	393,240	201	402,664		
49	257	373,060	41	375,890	51	416,296	*	*	165	406,030		
50	274	373,029	52	375,196	32	421,937	3	392,966	152	406,457		
51	234	374,935	41	383,439	42	416,821	4	395,800	203	409,549		
52	220	381,559	30	385,430	31	427,719	*	*	194	409,490		
53	215	387,252	37	392,340	45	428,277	3	418,466	181	414,832		
54	254	392,968	28	385,296	46	431,367	*	*	204	419,897		
55	248	398,030	46	389,876	33	433,527	*	*	277	423,222		
56	213	401,698	33	403,445	38	430,834	*	*	235	422,974		
57	249	404,679	46	400,926	52	435,355	3	429,833	207	427,862		
58	259	415,286	66	400,804	33	435,390	5	430,500	190	427,635		
59	192	416,846	65	396,553	33	433,484	*	*	211	430,014		
60歳以上	3	313,566	0	0	18	415,683	*	*	139	404,685		

(注) 平均給料月額は、給与条例又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年名古屋市条例第2

研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		技能労務職	
職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
118	361,185	43	483,632	107	334,039	419	309,432	1,754	334,104
0	0	0	0	0	0	0	0	4	158,950
0	0	0	0	0	0	0	0	*	*
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	*	*
0	0	0	0	0	0	7	186,242	*	*
0	0	0	0	3	194,133	12	198,316	6	172,400
0	0	0	0	3	194,900	11	204,572	8	173,075
*	*	0	0	*	*	11	208,554	10	176,770
*	*	0	0	*	*	5	216,240	8	181,212
*	*	*	*	*	*	11	225,409	8	184,287
*	*	0	0	*	*	13	224,215	17	183,829
5	249,980	*	*	*	*	11	233,700	5	185,480
6	249,333	*	*	*	*	8	239,800	10	190,540
5	262,400	*	*	*	*	7	245,942	11	197,827
5	274,600	0	0	3	242,133	8	238,200	4	200,050
*	*	*	*	*	*	10	243,740	18	204,952
*	*	*	*	3	280,233	5	269,980	17	208,165
4	316,900	0	0	*	*	12	273,575	18	210,838
4	315,900	0	0	*	*	9	269,877	16	207,313
4	329,525	0	0	*	*	11	298,509	11	233,213
4	334,850	*	*	*	*	11	286,990	10	227,645
3	341,433	0	0	0	0	13	308,784	6	225,272
5	343,540	*	*	*	*	17	297,958	9	245,034
3	355,633	4	420,975	3	322,500	6	313,550	13	282,898
4	361,950	0	0	0	0	8	320,525	9	297,183
3	376,500	0	0	3	335,066	11	333,736	15	303,848
3	382,733	*	*	0	0	15	334,573	15	318,673
5	395,780	3	491,200	4	352,075	12	338,025	37	323,173
*	*	*	*	*	*	8	364,800	38	326,896
*	*	0	0	3	352,166	6	363,216	52	336,687
4	408,250	0	0	3	348,766	8	353,962	54	336,234
0	0	*	*	6	366,700	10	363,730	89	345,425
6	419,100	*	*	6	377,900	15	352,360	95	346,538
*	*	0	0	3	378,000	10	368,320	98	350,411
*	*	*	*	8	383,812	10	361,570	110	351,988
5	433,000	5	524,620	3	388,500	16	368,918	119	354,876
3	422,500	3	575,433	*	*	17	376,858	131	357,800
4	463,450	*	*	4	387,125	16	361,487	156	357,107
5	425,620	0	0	6	388,900	10	377,170	110	360,724
*	*	0	0	3	393,633	15	392,266	130	361,843
3	439,966	0	0	6	393,166	14	377,414	139	361,668
11	452,118	0	0	10	405,040	20	371,920	141	361,773
0	0	10	573,500	0	0	0	0	*	*

号) (企業職給料表にあつては各企業管理規程) による措置後の額である。

年齢	上下水道				交通					
	企業職(1)		企業職(2)		企業職(1)		企業職(3)		企業職(4)	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
計	人 1,561	円 315,728	人 398	円 339,112	人 803	円 326,362	人 3,347	円 290,582	人 34	円 249,947
18歳	*	*	0	0	*	*	*	*	0	0
19	6	151,800	0	0	*	*	*	*	0	0
20	5	158,920	0	0	0	0	*	*	0	0
21	4	160,800	0	0	*	*	6	160,550	0	0
22	21	182,257	0	0	13	185,300	5	159,360	0	0
23	27	192,855	0	0	21	192,776	13	165,376	0	0
24	29	198,448	0	0	15	198,353	15	168,093	0	0
25	26	204,384	0	0	9	201,888	17	171,229	0	0
26	39	210,056	0	0	11	208,690	11	178,790	0	0
27	25	216,404	0	0	11	215,590	21	181,361	0	0
28	28	220,942	0	0	17	218,811	31	187,632	0	0
29	38	230,713	0	0	18	222,194	38	190,744	0	0
30	35	236,940	0	0	14	237,692	35	196,597	*	*
31	50	253,700	0	0	28	246,128	21	201,885	0	0
32	53	259,694	*	*	18	261,555	34	206,097	0	0
33	41	267,156	*	*	8	259,937	43	208,365	*	*
34	53	273,630	0	0	22	271,968	35	219,297	0	0
35	54	285,690	4	246,691	17	287,476	59	228,671	0	0
36	61	300,155	*	*	24	293,225	47	232,923	0	0
37	52	304,888	4	250,467	22	304,677	74	242,093	0	0
38	64	317,426	7	248,207	24	309,550	117	255,570	0	0
39	47	321,329	10	276,138	26	312,246	132	261,883	0	0
40	38	326,613	16	286,715	16	327,812	124	265,641	0	0
41	46	343,204	14	311,285	24	321,329	113	272,567	*	*
42	38	334,860	25	297,737	11	342,536	108	278,069	0	0
43	59	349,630	32	304,731	13	343,530	110	276,299	0	0
44	60	355,276	27	314,655	13	341,107	165	286,215	0	0
45	40	358,445	28	322,909	24	346,329	177	295,484	0	0
46	43	362,009	16	345,281	20	354,530	189	302,443	0	0
47	48	365,250	14	348,371	18	368,072	194	300,445	0	0
48	49	370,953	13	356,861	17	354,217	178	303,734	*	*
49	44	365,434	15	357,926	20	381,955	157	306,352	3	251,933
50	45	368,517	16	360,462	18	371,061	140	309,818	5	254,360
51	29	377,965	5	366,340	29	378,796	147	318,961	3	256,600
52	40	384,367	17	368,605	35	379,454	155	328,274	6	252,100
53	33	394,233	12	370,383	25	385,952	103	327,645	*	*
54	39	390,469	11	369,454	33	392,912	96	336,247	*	*
55	43	396,102	11	372,654	43	389,488	102	354,675	*	*
56	30	404,986	18	379,788	38	396,473	85	356,970	4	255,825
57	20	411,295	21	378,257	38	404,486	112	354,560	*	*
58	28	401,425	28	379,750	19	416,063	66	350,324	0	0
59	29	412,734	30	380,240	25	415,024	69	355,313	*	*
60歳以上	0	0	*	*	0	0	0	0	0	0

第5表 扶養手当の支給状況

1 扶養手当の支給区分別支給状況

支給されている職員数		8,755 人
扶養親族の内訳	配偶者 (6,500円)	3,736
	子 (10,000円)	7,664
	配偶者・子以外 (6,500円)	348
支給されている職員1人あたりの平均手当月額		20,648 円

(注) 1 勧告対象職員の数値である。以下の各表について同じ。

2 ( )内は扶養手当の支給月額である。なお、子以外の扶養親族については局長級職員は不支給、部長級職員は3,500円である。

3 扶養親族である子を有する者のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を有する者は2,440人であり、それぞれ当該子1人につき、5,000円の手当額が加算される。

2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	計
人	人	人	人	人	人	人	人
2,790	3,375	2,045	480	59	5	1	8,755

第6表 住居手当の支給状況

支給されている職員数	4,664 人
手当額 11,000円以下のもの	11
手当額 11,000円を超え11,500円未満のもの	3
手当額 11,500円のもの	4,650
支給されている職員1人あたりの平均手当月額	11,491 円

- (注) 1 月額16,000円を超え27,000円以下の家賃を支払っている場合は家賃額-16,000円、月額27,000円を超え28,000円未満の家賃を支払っている場合は(家賃額-27,000)×1/2+11,000円、月額28,000円以上の家賃を支払っている場合は11,500円(上限額)が支給されている。
- 2 単身赴任手当を支給される職員で配偶者(職員である者を除く。)等が居住する住居に係る費用を負担している者は上記1の額の2分の1の額(上限額5,700円)が支給されている。

第7表 通勤手当の支給状況

支給されている職員数	23,064 人
交通機関等のみ利用者	11,434
交通用具のみ使用者	10,561
交通機関等・交通用具 併用者	1,069
支給されている職員1人あたりの平均手当月額	10,059 円

# 令和 5 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 5 年 4 月現在における名古屋市内の民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院及び愛知県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 対象事業所

全産業（「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（宗教、外国公務を除く。）」）における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の名古屋市内の民間事業所 1,716 事業所（分類は日本標準産業分類による。）

### (2) 対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、計 76 職種

## 4 調査対象事業所の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) に該当した事業所を組織、規模、産業によって層化し、これらの層から 268 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査した。

なお、役員及び臨時の従業員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 570 人（うち行政職に相当する調査実人員 569 人）、初任給関係以外の調査職種 11,233 人（うち行政職に相当する調査実人員 10,820 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、147,250 人であり、そのうち行政職に相当するものは 140,406 人である。）

5 集計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 数値の小数点以下の端数処理の関係で、総計と内容の合計とは必ずしも一致しない場合がある。

第8表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
<b>全産業</b>	<b>200</b>	<b>39</b>	<b>38</b>	<b>33</b>	<b>66</b>	<b>24</b>
建設業	26	6	5	8	4	3
製造業	36	5	6	1	17	7
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	39	8	9	6	10	6
卸売業、小売業	26	4	7	3	10	2
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	16	4	4	3	4	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	57	12	7	12	21	5

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が11、調査不能の事業所が57あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

1 給与比較の対象職種

(1) 企業規模計

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>支 店 長</b>	人 <b>29</b>	歳 <b>54.2</b>	円 <b>832,313</b>	円 <b>16,828</b>	円 <b>815,485</b>	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
大学卒	17	54.1	915,956	10,383	905,573	
短大卒	4	54.2	663,880	0	663,880	
高校卒	8	54.5	753,770	39,703	714,067	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>工 場 長</b>	<b>4</b>	<b>54.9</b>	<b>674,246</b>	<b>0</b>	<b>674,246</b>	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	54.9	674,246	0	674,246	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事 務 部 長</b>	<b>429</b>	<b>52.2</b>	<b>674,996</b>	<b>1,746</b>	<b>673,250</b>	・2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	344	52.0	686,213	1,359	684,855	
短大卒	29	52.1	641,762	1,634	640,128	
高校卒	56	53.2	625,324	4,021	621,303	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技 術 部 長</b>	<b>224</b>	<b>52.4</b>	<b>697,559</b>	<b>6,657</b>	<b>690,902</b>	同 上
大学卒	171	52.1	717,426	6,338	711,088	
短大卒	23	54.9	639,588	664	638,924	
高校卒	30	52.7	616,232	13,040	603,192	
中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 本表において、「きまって支給する給与」とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅  
夜勤手当、宿日直手当等ごとに支給される全ての給与を含めたものをいい、「時間外手当」とは、

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務部次長</b>	人 <b>190</b>	歳 <b>52.2</b>	円 <b>606,683</b>	円 <b>9,173</b>	円 <b>597,510</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・中間職（部長―課長間）</li> </ul>
大学卒	145	51.8	626,071	9,529	616,542	
短大卒	15	54.0	556,884	13,190	543,694	
高校卒	29	52.9	529,490	5,433	524,058	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術部次長</b>	<b>94</b>	<b>52.5</b>	<b>606,816</b>	<b>13,075</b>	<b>593,741</b>	同 上
大学卒	44	52.3	649,550	23,047	626,503	
短大卒	12	52.3	567,685	12,052	555,633	
高校卒	37	52.9	571,787	2,796	568,991	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>事務課長</b>	<b>841</b>	<b>49.6</b>	<b>582,443</b>	<b>16,739</b>	<b>565,705</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
大学卒	646	49.1	587,706	17,843	569,862	
短大卒	45	48.6	542,374	11,089	531,284	
高校卒	146	52.3	567,855	10,656	557,199	
中学卒	4	53.6	616,183	98,913	517,271	
<b>技術課長</b>	<b>645</b>	<b>50.4</b>	<b>607,848</b>	<b>26,185</b>	<b>581,663</b>	同 上
大学卒	417	49.7	619,240	31,437	587,803	
短大卒	73	50.0	585,701	6,858	578,844	
高校卒	152	52.6	582,269	18,504	563,765	
中学卒	3	53.0	651,580	58,070	593,510	

手当、役付手当、単身赴任手当、寒冷地手当、精勤手当、食事手当、職務手当、超過勤務手当、休日手当、きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。  
の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)		
<b>事務課長代理</b>	人 <b>403</b>	歳 <b>47.2</b>	円 <b>553,626</b>	円 <b>52,317</b>	円 <b>501,309</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長—係長間）</li> </ul>	
大学卒	292	46.1	547,339	47,011	500,328		
短大卒	30	48.0	532,425	67,427	464,998		
高校卒	79	50.8	583,666	65,420	518,246		
中学卒	2	50.6	533,965	15,930	518,035		
<b>技術課長代理</b>	<b>243</b>	<b>48.6</b>	<b>530,908</b>	<b>40,402</b>	<b>490,506</b>		同 上
大学卒	158	47.8	537,389	46,553	490,835		
短大卒	31	49.8	515,233	32,510	482,723		
高校卒	52	50.1	519,035	26,852	492,183		
中学卒	2	55.0	583,870	32,662	551,208		
<b>事務係長</b>	<b>839</b>	<b>44.8</b>	<b>499,929</b>	<b>70,701</b>	<b>429,228</b>	係の長及び係長級専門職	
大学卒	556	43.0	500,539	75,596	424,943		
短大卒	90	47.0	463,402	56,860	406,542		
高校卒	191	48.6	515,142	63,929	451,213		
中学卒	2	53.1	413,949	41,258	372,690		
<b>技術係長</b>	<b>582</b>	<b>46.5</b>	<b>568,233</b>	<b>93,173</b>	<b>475,059</b>	同 上	
大学卒	256	43.9	582,626	99,338	483,288		
短大卒	78	47.0	565,336	85,993	479,344		
高校卒	236	48.7	553,068	88,328	464,739		
中学卒	12	53.3	616,270	123,740	492,530		

(注) 4 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上  
5 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)		
<b>事務主任</b>	人 <b>654</b>	歳 <b>41.4</b>	円 <b>427,991</b>	円 <b>55,705</b>	円 <b>372,286</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長—係員間）</li> </ul>	
大学卒	430	38.7	416,964	55,162	361,802		
短大卒	74	46.7	467,258	68,220	399,038		
高校卒	147	46.2	437,321	50,733	386,587		
中学卒	3	51.1	404,451	12,401	392,049		
<b>技術主任</b>	<b>755</b>	<b>40.9</b>	<b>461,337</b>	<b>89,576</b>	<b>371,761</b>		同上
大学卒	369	37.7	452,671	94,896	357,775		
短大卒	105	42.7	485,358	97,125	388,233		
高校卒	251	43.9	454,455	76,229	378,227		
中学卒	30	48.9	538,396	110,102	428,294		
<b>事務係員</b>	<b>2,881</b>	<b>37.0</b>	<b>346,194</b>	<b>47,267</b>	<b>298,927</b>		
大学卒	1,988	34.6	357,363	51,136	306,226		
短大卒	310	44.4	336,876	34,624	302,252		
高校卒	577	41.6	316,155	40,141	276,014		
中学卒	6	47.1	270,579	29,194	241,385		
<b>技術係員</b>	<b>2,007</b>	<b>35.0</b>	<b>361,270</b>	<b>60,524</b>	<b>300,745</b>		
大学卒	1,279	33.8	363,875	61,504	302,372		
短大卒	222	36.4	367,452	64,037	303,415		
高校卒	493	37.3	351,980	56,610	295,370		
中学卒	13	50.7	347,983	53,932	294,051		

の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

## (2) 企業規模 500 人以上

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和 5 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>支 店 長</b>	人 <b>26</b>	歳 <b>54.2</b>	円 <b>865,224</b>	円 <b>19,559</b>	円 <b>845,666</b>	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
大学卒	15	53.9	961,917	12,441	949,476	
短大卒	3	55.3	724,934	0	724,934	
高校卒	8	54.5	753,770	39,703	714,067	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>工 場 長</b>	<b>2</b>	<b>56.0</b>	<b>830,812</b>	<b>0</b>	<b>830,812</b>	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	56.0	830,812	0	830,812	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事 務 部 長</b>	<b>278</b>	<b>52.1</b>	<b>717,516</b>	<b>1,362</b>	<b>716,154</b>	・2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	234	52.0	728,820	850	727,970	
短大卒	19	51.3	672,059	338	671,722	
高校卒	25	53.7	647,907	6,540	641,367	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技 術 部 長</b>	<b>157</b>	<b>53.1</b>	<b>759,105</b>	<b>8,016</b>	<b>751,089</b>	同 上
大学卒	126	52.7	772,652	6,784	765,867	
短大卒	15	55.3	700,912	1,090	699,822	
高校卒	16	53.9	692,825	24,161	668,664	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務部次長</b>	人 <b>103</b>	歳 <b>52.2</b>	円 <b>673,858</b>	円 <b>5,546</b>	円 <b>668,312</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・中間職（部長―課長間）</li> </ul>
大学卒	84	51.8	692,209	5,157	687,051	
短大卒	10	54.7	583,050	225	582,825	
高校卒	8	52.0	610,337	16,480	593,856	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術部次長</b>	<b>46</b>	<b>53.5</b>	<b>722,864</b>	<b>26,947</b>	<b>695,917</b>	同 上
大学卒	28	52.9	750,761	38,848	711,913	
短大卒	6	54.4	579,609	27,409	552,200	
高校卒	12	54.6	729,569	570	728,999	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事務課長</b>	<b>621</b>	<b>49.9</b>	<b>608,432</b>	<b>18,196</b>	<b>590,236</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
大学卒	493	49.3	608,903	19,253	589,650	
短大卒	29	48.4	563,202	11,848	551,354	
高校卒	97	53.8	619,566	14,184	605,382	
中学卒	2	54.1	599,607	19	599,588	
<b>技術課長</b>	<b>498</b>	<b>50.9</b>	<b>640,830</b>	<b>27,405</b>	<b>613,425</b>	同 上
大学卒	345	50.3	645,574	34,716	610,858	
短大卒	60	50.8	610,334	5,912	604,422	
高校卒	91	53.6	637,948	8,699	629,250	
中学卒	2	50.9	735,597	86,017	649,580	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務課長代理</b>	人 <b>280</b>	歳 <b>47.9</b>	円 <b>584,351</b>	円 <b>51,139</b>	円 <b>533,212</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長—係長間）</li> </ul>
大学卒	204	46.9	570,193	46,207	523,986	
短大卒	19	47.2	578,433	53,582	524,852	
高校卒	56	51.3	633,062	67,308	565,754	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術課長代理</b>	<b>213</b>	<b>48.9</b>	<b>545,279</b>	<b>40,252</b>	<b>505,027</b>	同 上
大学卒	146	48.0	546,922	46,647	500,274	
短大卒	25	50.9	522,222	26,497	495,725	
高校卒	40	50.7	552,515	26,009	526,506	
中学卒	2	55.0	583,870	32,662	551,208	
<b>事務係長</b>	<b>564</b>	<b>45.1</b>	<b>533,959</b>	<b>78,268</b>	<b>455,692</b>	係の長及び係長級専門職
大学卒	365	43.0	533,784	84,511	449,272	
短大卒	59	46.8	489,130	64,289	424,841	
高校卒	139	49.3	552,453	69,716	482,737	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術係長</b>	<b>379</b>	<b>46.6</b>	<b>624,157</b>	<b>107,422</b>	<b>516,735</b>	同 上
大学卒	175	43.7	634,386	109,667	524,720	
短大卒	63	46.8	587,240	93,173	494,067	
高校卒	132	49.6	627,646	109,574	518,072	
中学卒	9	52.4	667,929	145,789	522,140	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務主任</b>	人 <b>443</b>	歳 <b>41.1</b>	円 <b>457,215</b>	円 <b>67,519</b>	円 <b>389,695</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長—係員間）</li> </ul>
大学卒	294	38.3	440,866	66,624	374,242	
短大卒	51	45.7	499,392	79,475	419,916	
高校卒	96	46.7	479,839	63,813	416,026	
中学卒	2	50.9	475,878	1,854	474,024	
<b>技術主任</b>	<b>550</b>	<b>40.8</b>	<b>490,650</b>	<b>102,493</b>	<b>388,157</b>	同 上
大学卒	277	37.9	474,033	103,896	370,138	
短大卒	92	42.1	501,697	105,587	396,110	
高校卒	158	43.9	501,215	94,585	406,630	
中学卒	23	52.2	589,412	131,012	458,400	
<b>事務係員</b>	<b>1,828</b>	<b>37.2</b>	<b>353,437</b>	<b>52,174</b>	<b>301,263</b>	
大学卒	1,329	34.5	360,919	55,249	305,670	
短大卒	199	45.0	347,574	38,632	308,941	
高校卒	300	43.4	330,499	46,688	283,811	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技術係員</b>	<b>1,443</b>	<b>34.9</b>	<b>369,010</b>	<b>66,032</b>	<b>302,978</b>	
大学卒	950	33.5	368,261	65,693	302,568	
短大卒	173	35.7	377,011	71,945	305,066	
高校卒	313	38.4	368,111	64,695	303,416	
中学卒	7	51.9	362,305	61,179	301,125	

## (3) 企業規模 100 人以上 500 人未満

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和 5 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>支 店 長</b>	人 <b>2</b>	歳 <b>50.5</b>	円 <b>658,000</b>	円 <b>0</b>	円 <b>658,000</b>	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
大学卒	*	*	*	*	*	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>工 場 長</b>	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	—	—	—	—	—	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事 務 部 長</b>	<b>122</b>	<b>52.7</b>	<b>599,780</b>	<b>3,252</b>	<b>596,528</b>	・2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	88	52.6	598,338	3,410	594,928	
短大卒	10	53.7	578,918	4,322	574,596	
高校卒	24	52.4	611,855	2,365	609,489	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技 術 部 長</b>	<b>50</b>	<b>51.5</b>	<b>561,476</b>	<b>1,113</b>	<b>560,363</b>	同 上
大学卒	34	51.6	575,731	1,559	574,172	
短大卒	4	51.4	515,801	0	515,801	
高校卒	12	51.3	530,180	30	530,150	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務部次長</b>	人 <b>67</b>	歳 <b>51.7</b>	円 <b>559,409</b>	円 <b>14,162</b>	円 <b>545,247</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・中間職（部長―課長間）</li> </ul>
大学卒	48	51.5	575,974	14,923	561,051	
短大卒	4	52.0	512,007	41,512	470,496	
高校卒	15	52.0	504,343	0	504,343	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技術部次長</b>	<b>36</b>	<b>52.0</b>	<b>525,366</b>	<b>2,489</b>	<b>522,877</b>	同 上
大学卒	13	51.4	515,558	1,915	513,643	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	21	52.2	519,846	3,235	516,611	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>事務課長</b>	<b>181</b>	<b>48.9</b>	<b>496,033</b>	<b>11,826</b>	<b>484,206</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 係以上又は構成員 10人以上の課の長</li> <li>・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
大学卒	131	48.4	502,037	11,917	490,121	
短大卒	14	48.5	481,982	11,098	470,884	
高校卒	35	50.8	471,749	3,565	468,184	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術課長</b>	<b>108</b>	<b>47.8</b>	<b>487,646</b>	<b>25,561</b>	<b>462,085</b>	同 上
大学卒	56	45.4	473,854	13,259	460,595	
短大卒	9	46.1	460,800	16,463	444,337	
高校卒	42	51.3	513,582	45,550	468,032	
中学卒	*	*	*	*	*	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務課長代理</b>	人 <b>112</b>	歳 <b>46.0</b>	円 <b>486,777</b>	円 <b>57,686</b>	円 <b>429,091</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長—係長間）</li> </ul>
大学卒	80	44.7	499,924	53,140	446,784	
短大卒	11	49.0	473,422	85,183	388,238	
高校卒	20	48.7	449,647	56,064	393,583	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術課長代理</b>	<b>24</b>	<b>45.4</b>	<b>430,218</b>	<b>47,771</b>	<b>382,446</b>	同 上
大学卒	11	43.4	421,634	50,722	370,912	
短大卒	3	45.8	477,872	81,055	396,817	
高校卒	10	47.6	422,997	32,435	390,562	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事務係長</b>	<b>209</b>	<b>44.4</b>	<b>441,811</b>	<b>60,515</b>	<b>381,297</b>	係の長及び係長級専門職
大学卒	141	43.5	463,578	66,907	396,671	
短大卒	24	46.8	427,006	48,341	378,664	
高校卒	44	46.0	379,861	46,417	333,444	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技術係長</b>	<b>162</b>	<b>46.9</b>	<b>424,887</b>	<b>55,439</b>	<b>369,448</b>	同 上
大学卒	69	44.5	427,863	65,854	362,009	
短大卒	12	47.8	422,470	40,865	381,604	
高校卒	78	48.3	422,681	49,874	372,807	
中学卒	3	56.5	432,691	45,386	387,306	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)		
							円
<b>事務主任</b>	人 <b>166</b>	歳 <b>42.4</b>	円 <b>355,699</b>	円 <b>28,957</b>	円 <b>326,742</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長—係員間）</li> </ul>	
大学卒	105	39.0	356,854	31,876	324,978		
短大卒	21	50.4	376,264	36,104	340,160		
高校卒	40	46.1	341,050	17,554	323,496		
中学卒	—	—	—	—	—		
<b>技術主任</b>	<b>155</b>	<b>42.6</b>	<b>381,811</b>	<b>48,468</b>	<b>333,343</b>		同上
大学卒	71	37.2	376,655	60,118	316,537		
短大卒	11	48.8	342,931	25,730	317,200		
高校卒	68	46.5	390,357	41,889	348,468		
中学卒	5	36.1	416,106	58,396	357,710		
<b>事務係員</b>	<b>879</b>	<b>36.5</b>	<b>328,475</b>	<b>36,021</b>	<b>292,454</b>		
大学卒	563	35.2	348,211	40,469	307,742		
短大卒	95	42.6	316,332	29,453	286,878		
高校卒	216	37.4	286,386	28,027	258,358		
中学卒	5	48.6	252,827	14,415	238,411		
<b>技術係員</b>	<b>495</b>	<b>35.6</b>	<b>331,938</b>	<b>39,634</b>	<b>292,305</b>		
大学卒	305	35.4	346,094	42,403	303,691		
短大卒	39	40.6	332,121	32,917	299,204		
高校卒	146	33.8	302,207	36,062	266,145		
中学卒	5	48.7	327,290	34,356	292,934		

## (4) 企業規模 50 人以上 100 人未満

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和 5 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>支 店 長</b>	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
大学卒	*	*	*	*	*	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>工 場 長</b>	2	54.0	551,250	0	551,250	構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	54.0	551,250	0	551,250	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	—	—	—	—	—	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事 務 部 長</b>	29	51.1	559,969	121	559,848	・2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	22	50.1	550,494	0	550,494	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	7	54.4	589,748	503	589,245	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技 術 部 長</b>	17	49.4	544,935	9,605	535,330	同 上
大学卒	11	46.8	543,970	14,844	529,127	
短大卒	4	56.3	565,078	0	565,078	
高校卒	2	50.5	509,955	0	509,955	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務部次長</b>	人 <b>20</b>	歳 <b>53.6</b>	円 <b>475,134</b>	円 <b>9,010</b>	円 <b>466,124</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・中間職（部長―課長間）</li> </ul>
大学卒	13	52.4	467,203	12,753	454,451	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	6	55.5	482,481	2,403	480,078	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>技術部次長</b>	<b>12</b>	<b>51.3</b>	<b>536,219</b>	<b>7,196</b>	<b>529,023</b>	同 上
大学卒	3	52.2	607,278	17,435	589,844	
短大卒	5	49.5	541,953	2,339	539,614	
高校卒	4	52.8	475,757	5,588	470,169	
中学卒	—	—	—	—	—	
<b>事務課長</b>	<b>39</b>	<b>47.0</b>	<b>443,926</b>	<b>9,219</b>	<b>434,708</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
大学卒	22	47.3	444,016	9,377	434,638	
短大卒	2	52.5	651,690	0	651,690	
高校卒	14	45.0	409,590	940	408,650	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術課長</b>	<b>39</b>	<b>49.6</b>	<b>449,630</b>	<b>11,013</b>	<b>438,617</b>	同 上
大学卒	16	49.3	441,775	9,588	432,187	
短大卒	4	47.0	501,325	0	501,325	
高校卒	19	50.4	445,362	14,531	430,831	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)		
<b>事務課長代理</b>	人 <b>11</b>	歳 <b>42.0</b>	円 <b>398,985</b>	円 <b>36,493</b>	円 <b>362,492</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のある ときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人 以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職</li> <li>・中間職（課長—係長間）</li> </ul>	
大学卒	8	38.4	394,080	20,096	373,984		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	51.8	412,065	80,217	331,847		
中学卒	—	—	—	—	—		
<b>技術課長代理</b>	<b>6</b>	<b>50.5</b>	<b>441,094</b>	<b>21,639</b>	<b>419,455</b>		同 上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	3	45.5	500,568	30,517	470,050		
高校卒	2	51.5	357,094	19,140	337,954		
中学卒	—	—	—	—	—		
<b>事務係長</b>	<b>66</b>	<b>43.0</b>	<b>357,764</b>	<b>32,738</b>	<b>325,026</b>	係の長及び係長級専門職	
大学卒	50	41.6	356,656	34,522	322,133		
短大卒	7	49.6	346,271	18,196	328,075		
高校卒	8	46.1	375,793	26,322	349,471		
中学卒	*	*	*	*	*		
<b>技術係長</b>	<b>41</b>	<b>43.8</b>	<b>416,143</b>	<b>59,122</b>	<b>357,021</b>	同 上	
大学卒	12	43.1	431,945	82,835	349,110		
短大卒	3	48.5	429,255	34,973	394,282		
高校卒	26	43.6	407,337	50,965	356,372		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)	
<b>事務主任</b>	人 <b>45</b>	歳 <b>41.8</b>	円 <b>378,024</b>	円 <b>27,687</b>	円 <b>350,336</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長—係員間）</li> </ul>
大学卒	31	41.0	371,828	17,909	353,919	
短大卒	2	42.5	422,964	55,129	367,835	
高校卒	11	43.1	397,534	49,781	347,754	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術主任</b>	<b>50</b>	<b>36.9</b>	<b>335,660</b>	<b>54,544</b>	<b>281,117</b>	同 上
大学卒	21	37.0	360,388	64,909	295,479	
短大卒	2	44.5	381,950	27,747	354,203	
高校卒	25	35.5	314,129	51,072	263,058	
中学卒	2	46.5	298,874	15,911	282,964	
<b>事務係員</b>	<b>174</b>	<b>36.5</b>	<b>310,454</b>	<b>19,222</b>	<b>291,232</b>	
大学卒	96	33.6	332,593	22,958	309,634	
短大卒	16	45.9	293,909	5,033	288,875	
高校卒	61	39.0	274,931	15,319	259,612	
中学卒	*	*	*	*	*	
<b>技術係員</b>	<b>69</b>	<b>34.6</b>	<b>321,976</b>	<b>32,723</b>	<b>289,253</b>	
大学卒	24	31.7	302,895	35,057	267,837	
短大卒	10	31.8	322,038	36,735	285,303	
高校卒	34	36.5	333,418	29,165	304,253	
中学卒	*	*	*	*	*	

## 2 給与比較の対象外職種

### (1) 技能労務関係職種

#### 企業規模計

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
電話交換手	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。
自家用乗用 自動車運転手	3	56.5	408,454	43,308	365,146	
守 衛	*	*	*	*	*	
用 務 員	—	—	—	—	—	

### (2) 研究関係職種

#### 企業規模計

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
研 究 所 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員 50 人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	—	—	—	—	—	2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長
研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員 3 人以上の室(係) の長
主任研究員	2	50.0	427,390	16,475	410,915	下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員	5	49.7	402,334	16,386	385,948	
研究補助員	*	*	*	*	*	

## (3) 教育関係職種

## 企業規模計

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	基準内給与 (A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
大 学	学長・副学 長・学部長	18	60.7	910,341	25,911	884,430	
	教 授	52	56.7	763,768	14,468	749,300	
	准 教 授	42	47.8	653,943	11,755	642,188	
	講 師	6	40.3	562,690	19,617	543,073	
	助 教	9	42.8	446,522	0	446,522	
高 等 学 校	校 長	2	59.5	757,520	0	757,520	
	教 頭	8	57.8	697,483	0	697,483	
	教 諭	88	42.5	472,622	98	472,525	

## (4) 医療関係職種

## 企業規模計

職 種	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	基準内給与 (A) - (B)	
病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	2	59.0	1,841,350	0	1,841,350	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	3	55.5	1,691,042	16,709	1,674,333	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	4	50.0	1,316,936	71,961	1,244,975	
歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
薬 局 長	3	52.5	573,019	42,052	530,967	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	12	34.1	366,800	21,953	344,847	
診療放射線技師	8	40.4	396,787	23,811	372,976	
臨床検査技師	9	44.3	358,315	15,958	342,357	
栄 養 士	13	40.7	341,924	28,271	313,653	
理学療法士	27	32.9	302,572	11,496	291,075	
作業療法士	18	32.9	295,907	5,652	290,255	
総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
看護師長	18	48.1	485,478	18,364	467,114	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	53	37.8	392,828	42,762	350,066	
准看護師	5	34.5	328,320	44,725	283,595	

第10表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	215,036 円
	短 大 卒	197,447 円
	高 校 卒	178,087 円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	211,743 円
	短 大 卒	※ 178,615 円
	高 校 卒	178,911 円
新 卒 技 術 者	大 学 卒	222,079 円
	短 大 卒	※ 206,655 円
	高 校 卒	177,374 円

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者  
のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用  
のある事業所について平均したものである。

2 ※のあるものは、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

備考 職員の場合、行政職の初任給は、大学卒 185,300(213,095)円、短大卒 160,800(184,920)  
円、高校卒 151,800(174,570)円である。( ( ) 内の数字は、地域手当を含む金額である。)

第11表 初任給の改定状況

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	
大学卒		42.7	(53.2)	(46.1)	(0.7)	57.3
高校卒		15.1	(57.1)	(42.9)	(0.0)	84.9

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 扶養（家族）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
扶養（家族）手当制度がある		76.2
配偶者に扶養（家族）手当を支給する		61.1
扶養（家族）手当制度がない		23.8
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,667
	配偶者と子1人	20,060
	配偶者と子2人	26,129

(注) 1 扶養（家族）手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 扶養（家族）手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に扶養（家族）手当を支給する事業所の割合は80.1%である。

3 支給月額は、配偶者に扶養（家族）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 在宅勤務関連手当の支給状況

1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
61.4 %	(31.9) %	(68.1) %	38.6 %

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
14.3 %	85.7 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	係 員	56.7 %	2.2 %	0.0 %
課 長 級	49.8	5.3	0.0	44.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計

第15表 定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係 員	87.2 %	86.5 %	29.4 %	2.5 %	54.6 %	0.7 %	12.8 %
課 長 級	83.3	82.5	30.3	2.5	49.8	0.7	16.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計

第16表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 46.6	% 53.4	% 47.8	% 52.2	% 53.5	% 46.5
500人以上	36.2	63.8	37.2	62.8	42.5	57.5
100人以上 500人未満	62.3	37.7	63.2	36.8	71.2	28.8
50人以上 100人未満	54.7	45.3	58.5	41.5	56.7	43.3

第17表 公民比較における役職段階の対応関係表

行政職給料表	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級 局長	支店長 工場長 部長 部次長	—	—
8 級 部長			
7 級 括弧内の課長	課長	支店長 工場長 部長 部次長	支店長 工場長
7 級 課長			
6 級 総括係長	課長代理	課長	部長 部次長
5 級 係長	係長		課長
4 級 主任		主任	課長代理
3 級 係員	主任		係長
2 級 係員		係員	主任
1 級 係員	係員		係員

第18表 労働経済指標

項 目			令和4年 4月	5月	6月	7月	8月
きまって支給する給与 (厚生労働省)	全 国	金 額	307,905 円	301,194	304,007	303,699	301,851
		前年同月比	2.5%	2.2	2.3	2.0	2.3
	愛知県	金 額	314,244 円	303,041	307,805	309,388	304,527
		前年同月比	1.7%	1.0	0.4	1.1	1.2
所定内給与 (厚生労働省)	全 国	金 額	281,865 円	277,201	280,002	279,066	277,677
		前年同月比	2.2%	1.9	2.1	1.9	2.2
	愛知県	金 額	283,661 円	276,291	280,217	281,247	276,976
		前年同月比	1.8%	1.5	0.9	2.0	1.3
所定外給与 (厚生労働省)	全 国	金 額	26,040 円	23,993	24,005	24,633	24,174
	愛知県	金 額	30,583 円	26,750	27,588	28,141	27,551
労働時間	総実労働時間数 (厚生労働省)	全 国	149.0 時間	137.6	149.6	147.0	139.1
		愛 知 県	151.1 時間	134.9	149.2	148.6	135.5
	所定外労働時間数 (厚生労働省)	全 国	12.9 時間	11.7	12.1	12.1	11.3
		愛 知 県	15.1 時間	13.2	14.0	14.1	12.6
常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比	△1.1%	△0.9	△0.6	△0.6	△0.5
完全失業率 (季節調整値・総務省)			2.6%	2.6	2.6	2.6	2.5
有効求人倍率 (季節調整値・厚生労働省)			1.24 倍	1.25	1.27	1.28	1.31
消費者物価指数 (総務省)	全 国 総 合	前年同月比	2.5%	2.5	2.4	2.6	3.0
		名古屋市 総 合	前年同月比	2.4%	2.6	2.2	2.5
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	9.9%	9.4	9.6	9.3
消費支出 (総務省 「家計調査」)	全 国 (二人以上の世帯)	金 額	304,510 円	287,687	276,885	285,313	289,974
		前年同月比	1.2%	2.4	6.4	6.6	8.8
	名古屋市 (二人以上の世帯)	金 額	326,185 円	362,335	295,370	312,127	289,070
		前年同月比	6.1%	46.1	13.4	16.2	24.1

- (注) 1 きまって支給する給与、所定内給与、常用雇用指数、消費者物価指数及び国内企業物価指  
2 きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、労働時間及び常用雇用指数は、事業所  
3 表中の数値は、令和5年8月1日時点のものである。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 5 年 1 月	2 月	3 月	4 月
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
310,110	309,804	313,664	313,744	309,358	312,458	317,195	321,768
2.7	2.1	2.6	2.4	1.5	1.8	2.3	2.3
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
281,816	280,059	283,600	283,847	281,588	283,200	286,512	291,061
2.2	1.1	2.3	2.9	2.0	1.8	2.6	2.5
24,337	25,440	25,657	25,839	24,389	24,469	25,199	25,747
28,294	29,745	30,064	29,897	27,770	29,258	30,683	30,707
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
146.4	146.8	149.6	146.0	132.7	141.0	148.6	150.5
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
14.5	14.7	15.0	14.9	13.0	13.9	14.4	14.8
△0.4	△0.5	△0.3	△0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
3.5	4.4	4.4	4.6	5.0	3.7	3.7	3.7
10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.0
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076
5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△0.5
319,461	326,432	363,309	339,630	308,429	262,429	294,183	279,487
41.3	25.5	45.7	20.0	6.1	8.4	△19.5	△14.3

数の前年同月比については、令和 2 年平均=100 とした指数を基礎としている。

規模 30 人以上の数値である。